

産業文化研究

第31号

原著論文

地方の私立大学等における国際化・グローバル化・多文化化に対応した教育について
—国際協働オンラインプログラム(COIL)等実施のための予備的考察—

..... 安田美央 (1)

総説

性教育の一考察—義務教育について—

..... 関川幸子 (17)

研究ノート

明治期における青森県産業振興

..... 大沢泉 (31)

持続可能な観光地域経営のための地域連携によるイベント結果と考察

..... 井上丹 (36)

明治5(1872)年の独和辞典—八戸学院図書館旧蔵『享和袖珍字書』覚え書き—

..... 小澤昭夫 (42)

センター事業等記録・報告

南部町「3つの花」体操普及事業の報告(第2報)

..... 佐貫綾乃 (56)

八戸学院地域連携研究センター

2022

地方の私立大学等における国際化・グローバル化・多文化化¹⁾に対応した教育について —国際協働オンラインプログラム(COIL)等実施のための予備的考察—

Education for internationalization, globalization, and multiculturalization at local private universities—A preliminary study for planning the Collaborative Online International Learning (COIL)—

安田 美央

要旨

本稿では、まず初めに、日本の国際化に対応した教育施策に関する先行研究を整理検討した上で、地方の私立大学等の困難さを明らかにする。教育施策の潮流を追うと、国際化に対応した教育の理念は、育てる人物像が「グローバル人材」「多文化市民」など様々に混在してきた様相や、大学教育が初等中等教育に比べ人材育成の対策を始めた時期に遅れをとっていた実態が明らかになる。教育施策は国公立大学や大規模な私立大学等を焦点としており、地方の私立大学等を取り巻く状況からは留学生誘致や日本からの留学推進に困難さも浮かび上がった。次に、地方において求められる人材像を描くための論点を整理すると、地域社会の活性化を担う人材像を描くには、国際化・グローバル化・多文化化する社会の変容を、それぞれの地域の文化的文脈・社会的文脈に基づいて論じる必要があることがわかる。最後に、それらの考察や本学の現状と課題を踏まえ、COIL 等実施の取り組みに向けた教育上の課題及び今後の教育上・研究上の方向性を見出した。COIL が身近になった今、学生が自立に向けて成長する過程に、外国の学生との対話が重要な位置づけになりうる可能性を含んでいる。

1. はじめに

2020 年から続く新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大(以下、コロナ・ショック)により、大学の教学活動は急激な変化を余儀なくされたばかりか、社会の急激な変容は、学生達が今後社会から求められる資質や能力を先行き不透明にする状況も生み出している。コロナ・ショックを経た新たな時代(以下、ポストコロナ)の到来を受け、学生をどう育てるのかという問題を再考し、理念を見直す時期を迎えていると言えよう。栗田(2021)は、「先行き不透明な時代を自らの判断と行動力で生き抜き、世界や社会が抱える喫緊の課題に取り組める人材を育成する」ことが国際教育の役割だという意味で、コロナ・ショックを経て国際交流の重要性を再認識したと言う。国際教育のゴールはもはやエリートの育成ではなく、全ての学生が対象なのである。

その中で注目されているのが、オンライン上での国際的な交流や学修である。近年 COIL(Collaborative Online International Learning, 国際協働オンラインプログラム)と呼ばれ、すでに多くの大学でその方法が模索され、研究紀要で報告がなされている(蕪木ら 2021, 栗田 2021, 國江ら, 山崎 2021, ウィルソンら 2021)。八戸学院大学・八戸学院大学短期大学部(以下、本学)においても、国際教育・グローバル人材の育成の強化が掲げられ、実践へとつなげる動きが進行しており²⁾、中国やタイの大学とオンラインで交流する活動が国際交流・留学生支援委員会により試みられた³⁾。

村山ら(2021)は、コロナ・ショック下での教学活動を通して、大学教職員にとっては、「学生が大学で何を学ぶのか、大学は何を教育し、何を求め、どんな学生に育てるべきなのかを再考する必然性」が生じたことを指摘し、「教育の質の担保をいかにして行うのかという視点は、大学の内部質保証の議論へと関連し発展するとも考えられ、慎重かつ多角的に取り組むべき内容を含んでいる」

ことを強調する。国際化を始めとする時代の変化に対応する学生を育てるには、一つ一つの教学活動について慎重かつ多角的に検討しながら、次の活動の実施に反省を役立てていくことが望ましいのは、論を待たないであろう。

コロナ・ショック以前から、社会や経済・文化が国際化・グローバル化・多文化化してきたと言われて久しく、その変化に伴い、社会や国家の要請に応じて教育の場でも対策が講じられてきた。日本の教育について、佐藤(2007)は、国際理解教育の展開を追った上で、そこに内在する問題を複数明らかにした。その問題点のうちの 하나가、教育の理念の混在である。社会的な課題を受け止め国際理解教育に後から導入されたグローバル教育や市民教育等の、起源や理念と成立した社会的背景が異なったため、現場で焦点を定めるににくいという問題が生じたのである。したがって、これまでの多様な実践を踏まえて「どのように理論的な枠組みを構成するか」が課題だと言う。そこでの焦点は義務教育段階と高等教育段階であり、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下、大学等)についての言及はない。しかしながらこの研究における指摘は、大学等の国際化への対応を論じていく上でも非常に重要であると言える。

大学教育については、近年、「キャンパス・アジア構想」や「スーパーグローバル大学創生事業」等で盛んに研究や教育実践が行われており、採択大学はグローバル人材の育成や、大学の国際化戦略に次々と乗り込んでいる³⁾。また大学等の国際化について、日本からの留学や外国からの学生の受け入れ等を観点に論じられることが多く、国際的な移動を経て日本の大学で学ぶ学生(以下、国際学生。留学生を含む⁴⁾)を受け入れる大学は、これまで国立大学や大規模私立大学が中心であった。地方の小規模な私立大学や短期大学(以下、地方の私立大学等)での大学の国際化戦略や留学等の研究は多いとは言えないのが現状である。

そこで本稿では、まず初めに、日本の国際化に対応した教育施策や、それに関する先行研究を整理検討した上で、地方の私立大学等の困難さを明らかにする。次に、地方において求められる人材像を描くための論点を整理していく。そして最後に、それらの考察や本学の現状と課題を踏まえ、COIL 等実施の取り組みに向けた教育上の課題を明らかにして、今後の研究上の方向性を見出す。今後 COIL はますます展開が期待されるだろうが、COIL を通じて学生は何を学び、大学は学生にその活動の意義をどう伝え、どのような学生像を目指し、どのように学びの場を工夫していくのか。それらの問い全てを解き明かすことは本稿の域を超えるのだが、大きな問いの一端を担うべく、考察していきたい。

2. 日本における国際教育の潮流と、大学等における国際教育の芽生え

日本の教育は、どのように展開しながら国際化に対応してきたのだろうか。本章では、教育施策において、国際理解教育、国際教育、グローバル人材、多文化市民、シティズンシップ教育等さまざまな用語が用いられてきた実情を挙げ、それらの概念を整理しつつ、大学等教育において国際化・グローバル化に対応した教育がいかんして始められたのかを読み解いていく。

第二次世界大戦後の国際社会における“国際教育”(International Education)の源は、1945年のユネスコ(国際連合教育科学文化機関、UNESCO=United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization)の発足にある⁵⁾。ユネスコ憲章はその前文で以下のように宣言をしている。

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければなら

らない。(中略)ここに終わりを告げたおそろべき大戦争は,(中略)無知と偏見を通じて人類の不平等という教養を広めることによって可能にされた戦争であった。文化の広い普及と正義・自由・平和のための人類の教育とは,人間の尊厳に欠くことのできないものであり,かつ,すべての国民が相互の援助及び相互の関心の精神を持って,果たさなければならない神聖な義務である。

日本は 1951 年にユネスコに加盟し,共同学校計画への参加など国際教育に関連する教育はユネスコに主導された。共同学校の実践では,目標も内容も明確に「規定」され,それをいかに「実験」するかに力点が置かれた(佐藤 2007:78)。

1974 年にユネスコは「国際理解,国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する勧告」を出した。この勧告では,その指導原則で,以下のように示している。ちなみに用語の異なった意味をまとめて「国際教育」という簡潔な表現を用いるとしている。

国際教育は,学習,訓練,情報及び行動を組み合わせ,個人の適当な知的及び感情的発達を助長すべきである。国際教育は,社会的責任感及び恵まれていない集団との間の連帯感を発達させるべきであり,かつ,日常の行動における平等の原則の遵守に導くべきである。(中略)教育は,拡張,侵略及び支配を目的として戦争をすること並びに抑圧を目的として武力及び暴力を用いることが許されるべきではないこと(中略)を強調すべきであり,かつ,平和の維持に対する各自の責任をあらゆる人々に理解させ負担させるようにするべきである。

このようなユネスコの影響を強く受けた戦後の日本の国際理解教育政策は,偏狭で攻撃的なナショナリズムを除去し,人類の福祉と平和な世界の構築を目指した平和のための教育であったのである(嶺井 2014:121)。

しかし 1970 年代半ば以降,日本ではユネスコの共同学校の実践が急速に後退(嶺井 2014:123, 佐藤 2007:78)し,より現実的な課題に即して国際理解教育が展開されていくこととなる。国際化の中で日本が直面しつつあった海外・帰国児童生徒教育という現実的な課題が浮上し,この課題に即した実践を国際理解教育と位置づけるようになった。その結果,国際理解教育は,海外・帰国児童生徒教育,外国語教育,さらには国際交流活動として展開されていくことになった(佐藤 2007:78)。日本の学校教育における「国際理解教育」は,異文化理解や外国語教育を中心とした国際化対応の教育として位置づけられていく。嶺井(2014:121)は,1974 年を日本型(国際化対応)国際理解教育政策への転換点として捉えている。その年に出された「教育・学術・文化における国際交流について(答申)(第 23 回答申(昭和 49 年 5 月 27 日))」は,その前文でユネスコ憲章を想起しつつ,国際社会の中での日本の存在感を意識したものだだった。

現今の我が国は,欧米諸国と並んで国際社会に対して,大きな影響力を持つに至り,また,我が国に対する国際社会からの期待も大きなものとなっている。(中略)政府間の政治的及び経済的取り決めのみに基づく平和は永続するものではなく,真の平和は,人類の知的精神的連帯の上に築かれるというユネスコ憲章の前文を想起し,人類の知的精神的連帯を深める基盤ともいえるべき教育・学術・文化の国際交流の重要性を正しく評価するべきである。(中略)国際理解と協調の精神を持ち,国際社会において信頼と尊敬を受けるに足る日本人の育成に積極的に取り組む

とともに、相互の連帯と発展向上の基盤となるべき(中略)国際交流活動を、(中略)改善し拡大しなければならない。

この答申では、国際理解教育は学校教育や社会教育で行うものとされた。大学の国際化については別項で定められたが、体制の整備を求めるに留まり、大学生をいかに育てるかという点には言及していない。

さて、その答申から数年後の 1980 年前後の教育の動きについて佐藤(2007:78)は、多様な教育が概念整理を経ないままに持ち込まれたことにより混乱を引き起こしていると解釈した。多様な教育とは、ユネスコの流れを汲む国際理解教育、開発・環境など地球規模の課題に焦点をあてた教育、さらに現実的な課題に即した海外・帰国児童生徒教育である。この 3 つは、その起源や理念・目標、目指す方向が違っていたため教育現場にいったとき、混乱を引き起こすことになったという。

1990 年代には、「グローバル化」「グローバリズム」「グローバルマインド」「世界市民性」「グローバル・アイデンティティ」といった言葉が頻繁に登場するようになり、新聞等でも人材育成について論じられる等、経済界からの人材育成への提言が活発化する⁸⁾。グローバル教育とは、人やモノ、カネ、情報が国境を超えて広がる世界及び社会(以下、グローバリゼーション)とそれが引き起こす地球的な諸問題について、教育はどう対応すべきか、どんな資質や価値観を育てていけばいいのかといった問題意識をもった教育である(藤原、日本国際理解教育学会編 2012:219)。佐藤(2007:80)は「グローバル教育」の概念は論者により異なっており、起源や理念の異なる多様な国際理解教育を統合するには無理があったことを指摘する。この頃は、国際理解教育の概念が整理されたものの十分ではなく、教育現場に多様な考え方が導入された時期なのである。

日比野(2010)は、国際理解教育から国際教育への転換のきっかけは、2001 年中央省庁再編と 2005 年の「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」にあると注目する。文部省が科学技術庁と統合して文部科学省になり、初等中等教育局の中に国際教育課が新設された。同課の所管事項は①国際理解教育・外国語教育②国際交流③海外子女教育④帰国・外国人児童生徒教育などであり、この時“国際理解教育”は“国際教育”という包括概念の中に下位分類として位置づけられたという(日比野 2010:54-64)。そしてその後、「初等中等教育における国際教育推進検討会報告」では、「単に理解するだけでなく、理解した上で受容しながら共生することの重要性が強調され、“国際教育”の定義がなされた。

ものごとの規模が国家の枠組みを超え地球規模で拡大し、国際的相互依存関係の中で生きる現代人には、一人一人が、国際関係や異文化を単に理解するだけでなく、国際社会の一員としての責任を自覚し、どのように生きていくかという点を一層強く意識する必要がある。(中略)多様な人々との日常的な交流が拡大する中にあるのは、異文化や異なる文化をもつ人々を理解するだけでなく、理解した上で、それらを受容しながら共生することのできる力が重要となる。

(中略)国際教育とは、国際化した社会において、地球的視野に立って、主体的に行動するために必要と考えられる態度・能力の基礎を育成するための教育である。(文部科学省 2005)

2000 年以降、多文化共生と結びついた国際理解教育は、「市民性」を育成する教育との関連を強めつつあった(佐藤 2007:80)。多文化教育とは、人種や民族、社会階層、ジェンダー、性的指向性、障がいの有無など、あらゆる文化集団に属する人々に構造的な平等、及び集団間の共存・共生の実現を

目指す教育理念及び、教育実践であり、教育改革運動でもある(森茂,日本国際理解学会編 2012:216)。

経済産業省は、2006年に「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」報告書を出し、シティズンシップ教育の必要性和目標を以下のように示している。

今後、我が国において、成熟した市民社会が形成されていくためには、市民一人一人が、社会の一員として(中略)、急速に変革する社会の中でも、自分を守ると同時に他者との適切な関係を築き、職に就いて豊かな生活を送り、個性を発揮し、自己実現を行い、さらにより社会づくりに参加・貢献するために必要な能力を身につけることが不可欠だと考えます。(中略)これまで述べてきたような能力を市民一人一人が身に付けることを目標にした教育を「シティズンシップ教育」と呼び、(中略)成熟した市民社会が形成されることを期待します。(経済産業省・株式会社三菱総合研究所 2006:9)

そして、英米におけるシティズンシップ教育の現状を参考にしながら、シティズンシップを以下のように定義する。

本報告書において、シティズンシップとは、「多様な価値観や文化で構成される社会において、個人が自己を守り、自己実現を図るとともに、よりよい社会の実現に寄与するという目的のために、社会の意思決定や運営の過程において、個人としての権利と義務を行使し、多様な関係者と積極的に(アクティブに)関わろうとする資質」と定義します。(経済産業省・株式会社三菱総合研究所 2006:20)

シティズンシップ教育を巡る議論は、社会全体がグローバル化し、国民国家が相対化される中で登場してきたものであり、国民国家に代わる新しい社会(グローバル社会や市民社会)に貢献できるポストナショナルアイデンティティを育成するために必要とされてきた(唐木、嶺井(編)2007:44)。

さて、大学の国際化・グローバル化に対応した教育において、学生をいかに育てるかという議論を政府が推進し始めた転換点として注目すべき施策は中央教育審議会(2002)の「新しい時代における教養教育の在り方について(答申)」である。この答申で、「変化の激しい流動的な社会を生きる我々にとって必要な資質や能力は何か、これを培うための教育はどうあるべきか」という観点で、教養の要素を5点挙げ、その中の一つに、グローバル化に言及されたものがある。

東西の冷戦構造の崩壊後、グローバル化が進む中で、他者や異文化、更にはその背景にある宗教を理解することの重要性が一層高まるなど、世界的広がりを持つ教養が求められている。そのためには、幾多の歳月を掛けてはぐくまれてきた我が国の伝統や文化、歴史等に対する理解を深めるとともに、異なる国や地域の伝統や文化を理解し、互いに尊重し合うことのできる資質・態度を身につける必要がある。世界の人々と外国語での確に意思疎通を図る能力も求められる。(文部科学省、中央教育審議会 2002:17)

そして、大学教育における教養教育の課題について、「新たに構築される教養教育は、学生に、グローバル化や科学技術の進展など社会の激しい変化に対応しうる統合された知の基盤を与えるものでなければならない。」とし、その具体的方策のうちの一つに、異文化との交流の機会を挙げている。

これまで大学の国際化については制度上の問題に言及するに留まっていたので、この施策が国際化・グローバル化・多文化化に対応して大学生をいかに育てるかという問題に取り組み始めた転換点と読み取ることができる。

2000 年前後までの初等中等教育における国際化に対応した教育の理念は、社会や経済・文化のグローバル化に伴い、育てる人物像が「グローバル人材」「多文化市民」など様々に混在してきた。そして、大学に関する政府施策では、大学の国際化を目指しつつも長らく制度上の問題点と改善を言及するに留まっていたが、2002 年の施策を契機に、学生をいかに育てるのかという問題に取り組み始めた。このように本章では、教育施策の潮流を追うことにより、社会の変化や要請に応じて国際化に対応する教育の理念が混在してきた様相と、大学教育が対策を始めた時期が遅れをとっていた実態が明らかになった。

3. 地方の私立大学等の困難さ—教育施策の焦点と大学等を取り巻く状況—

大学等の国際化・グローバル化について、日本からの留学や外国からの学生の受け入れ等を重要視して論じられることが多い。例えば横田(2012)は、「学生をグローバル人材としていかに育成できるのかが問われている」と大学等教育における課題を投げかけ、大学がグローバルな人材を育成しようとする場合、その最も効果的な方法の一つが学生の海外派遣と外国人留学生の受け入れだと述べた。国際学生—留学を経験した日本人学生や留学生等、国際的な移動を伴い日本で学ぶ学生—の存在が、大学の国際化・グローバル化に大きく寄与してきたのである。本章では、日本からの留学と外国からの留学生の受け入れの双方についての議論や施策を読み解くことを通して、地方の私立大学等の困難さについて考察する。

まず、日本からの留学について考えてみたい。大学生が海外に目を向けにくく、内向き・安定志向であると問題視する論が少なくない(杉村,北村編 2010:193,丹羽ら 2015:5)。しかし太田(2013)は、海外留学者の減少を挙げ、果たして日本の学生が本当に内向き化していることの根拠になるのか疑問を投げかける。就活の早期化・長期化や英語圏の大学の学費の高騰化、日本の家計の悪化等の学生を取り巻く状況を挙げ、在学中の留学が学生時代の活動の選択肢に入れることは現実的ではないと懸念を持っているのである。過去の経済成長期からは大きく変化し、将来に向けて回り道をしてでも自己研鑽したり、大きな夢に向かってじっくり時間をかけたりといった余裕がなくなり、国内で要領よく、効率的にそれなりの成果を収められればよい、という志向が大勢になっている。そして、そのような学生の心理的な変化—内向き化—は、若者特有の変化ではなく、日本そのものの変化であり、現状の日本のありようが彼らの目線を内側に向かわせていると解釈している⁹⁾。

国内学生の外国に向けた心理的な変化として、内向きではあっても必ずしも消極的ではないというエビデンスを示した研究調査もある。久保ら(2016,2018,2019)は、国際看護学教育についての現状の文献調査を踏まえ、国際看護活動等に関する学生の意識を調査している。看護学を専攻する学生を対象にした一連の調査結果から「ボランティア活動や現地の人、及び大学生との交流から、国際的な視野を広め、将来のキャリアにつながる学習意欲が強まる」ことが示唆されたと述べ、多国籍の人々へのヘルスケアに対応できる人材育成の重要性と、さらなる国際教育交流プログラムの開発への期待を示唆している。この示唆は、看護学のみならず他の分野にも通じる可能性があることは言うまでもないだろう。そしてこの調査の中で注目すべきなのは、初年次の半数以上の学生が海外研修に関心が「ある」と回答し、参加型や行動型のアクティブなものを希望している点である。本調査の対象は初年次であることは特筆すべきで、学生達が学生生活の全貌を見通す前の初年

次の段階では、外国で学ぶことに夢を膨らませたり、見知らぬ土地で自己研鑽したいと意気込んだりする姿が想像できる。しかしながら、看護学専攻の学生は実に多忙である。学年を重ねることで「それなりに効率よく成果を出そうとする」心理が働けば、初年次に海外研修を希望していたとしても、金銭的な制約や実習や国家試験への対策、就職活動等の時間的制約を自覚し、海外研修に行くことが現実的ではないといったように学生の判断が変化することは想像に難くない。学生の時間的、金銭的な困難さを乗り越えることはもちろんだが、海外研修によって自己研鑽の成果を効率的に出せることを学生に明らかに示せるかどうか、学生の心理が海外研修に向くかどうかの瀬戸際となる。

次に、外国からの留学生の受け入れについて考えてみよう。大学教育における国際化について、答申によると外国からの学生の受け入れに伴って大学等の学修環境が向上することが期待されている。

多様な価値観や異文化を持つ学生が相互に刺激を与えながら切磋琢磨するキャンパスの実現のためには、留学生受入れに特化した教育プログラムから脱却し、日本人学生・留学生・社会人学生等が共に学ぶことのできる教育プログラムを提供していくことが重要である。加えて、優秀な留学生の受入れや多様な国・地域からの留学生の受入れを推進することが求められる。(文部科学省,中央教育審議会 2018:15)

村山(2020)は、国際学生と国内学生が互いに交流をする場や仕掛け作りがより一層必要に迫られており、さらなる創意工夫で対応する必要があると述べる。近年の大学国際化政策には「グローバル人材育成推進事業」,「キャンパス・アジア構想」,「大学国際化促進フォーラム」等があるが、それらの中でもとりわけ目を引くのは、文部科学省が 2014 年に「スーパーグローバル大学創生支援事業¹⁰⁾」を開始したことである。当事業に採択された大学に求められるのは「徹底した大学改革と国際化を断行」することであり、世界トップレベルの大学との交流・連携を実現、加速するための新たな取組や、学生のグローバル対応力育成などが期待されている¹¹⁾。

このように国立大学や大規模な私立大学では、大学を国際色豊かな環境にすることを通してグローバルな舞台で活躍する優秀な人材を育てること等を目的に、政府主導の取り組みとして国際化戦略が展開されており、取り組みが継続されている。そして、この戦略は学生を育成するという目的のみならず、研究や質保証における大学の国際競争力を高める目的もまた非常に重要視されている事実も見逃せない。この方針は、教育再生実行会議(2021:29)が「グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略」として、「グローバルリーダーの育成や教育研究における国際的な連携・協働の推進等」を掲げていることから現在も引き継がれていることがわかる。「グローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成」等を戦略的に進めることが必要だという記述から、地方大学等も対象に入っているようにも読み取れるが、依然としてこれらの政策の焦点は国立大学や大規模私立大学に絞られている印象が拭えない。

文部科学省(2021)が地方大学の役割のうちの 1 つとして「医療、福祉、教育といった地域にとって必要不可欠な分野に従事する者を育成する」ことを挙げていることから明らかなように、地方の私立大学等は、地域への密着度が高く、都市部の大学に比べると地域に貢献する意識が強い。そして、都市部の大規模な私立大学や国公立大学に比べると、研究や質保証における国際的な競争力を高める動きは少ない。地方大学への外国からの学生の受け入れについては、高等教育機関における

外国人留学生の受入推進に関する有識者会議(2017)で、「今後の我が国が受入れを促進すべき留学生には大きく 2 つのカテゴリがあることを認識しなければならない」とされた。第一のカテゴリは「我が国として戦略的に受入れを強化すべき学生」、第二のカテゴリは「日本文化ないし高度産業社会としての日本に関心を持つ多様な学生」である。地方の私立大学等は、第二のカテゴリの留学生を受け入れるために、魅力ある多様な教育プログラムの提供を促すことが必要であるとしている。

しかしこれまで地方の私立大学等は、順調に留学生を受け入れてきたとは言い難い。佐藤(2018: 190)は、留学生誘致政策においては地方大学に配慮した施策はあまり行われていなかったことが、地方大学における留学生受け入れ人数の減少に反映されていると指摘する。その論考を踏まえ、楊ら(2020)は地方大学等での留学生誘致の難しさを感じ、青森県で学ぶ留学生と中国の短期大学・日本語学校等に在学中の学生を対象としたアンケートを通じて、行政や大学等による今後の取り組みの可能性について論じた。そこでは、地方において留学生の存在が地域活性化につながることを期待しつつも、留学生が地方で生活する上での地理的な困難さや、大学の知名度等の点で、教育機関以外の行政や民間の協力なしには留学生獲得が発展しにくいことを示唆している。

また、地方の私立大学等には若年人口の減少に伴い受験生の減少が続いているという問題もあり、大学存続上の経営戦略として外国から学生を誘致する取り組みを行う大学もある。荒木(2017: 79-91)は「受験生の減少」という大学存続上の問題意識に加え、大学を取り巻く地域の状況として「地方にある企業は優秀な若者が獲得できなくなり、地方経済は疲弊している」と捉え、地方の大学等は「地方の活性化の核となって雇用創出・産業振興に寄与」する役割をもつと述べる。そして、企業が優秀な外国人を活用できるようにするには、地方の大学等が留学生の獲得と就職支援を充実させることが重要だと強調した。このように地方の私立大学等は、国公立大学や大規模私立大学とは異なる方向性と問題意識で、いかにして留学生を誘致するかという問題に動き出しているのである。

言うまでもなく大学等が外国から学生を受け入れる際には、制度面や手続き上の問題や、教育環境の問題など、様々な検討が必要とされる。佐藤(2021)は、教育機関の国際化に照らし合わせ、大規模な国立大学と地域密着型の小規模大学¹²⁾について考察している。その論考では「環境がグローバル化している大学は必要に応じてグローバル戦略を打ち出しているが、地域密着型の小規模大学がグローバル化や多様性を高める必要はない」と言い切っている。つまりは「組織を取り巻く環境がドメスティックならばその組織は多様性を高める必要はなく、一方で環境がグローバルならばその組織は多様性を高める必要がある」ということである。さらに佐藤は、実際には現実の地域における多文化共生はマイノリティとマジョリティが分離しているという意味で、理想とはかけはなれていると言う。確かに多様性を高めることや多文化共生を実現することは理想的ではあるが、異なる背景や習慣をもった人々は共生することが難しく、その結果外国人だけで作られる集落—代表的な例では、チャイナタウンと呼ばれる居住区—が形成されるのである。グローバル化されていない環境においては、異質な文化の流入は場合によっては社会や集団にマイナスをもたらす可能性があることから、多様性は無条件で望ましいわけではない。果たして外国から学生が流入することは、大学という組織に良い影響となるのか。これまで地域に密着して国内学生の学修を中心に運営されてきた大学等は、外国からの学生の受け入れの方策には慎重にならざるを得ない。

国際学生の存在は、国公立大学や大規模な私立大学であろうと、地方の私立大学等であろうと、国内学生の学びを広げ、大学という組織の国際化に貢献するに違いない。しかしながら、国公立大学

や大規模な私立大学等を焦点とした教育施策や、地方の私立大学等を取り巻く状況を鑑みると、困難さも浮かび上がった。

4. 地域の変容—グローバル化が地域に与える影響—を踏まえた人材像の描き方

地方の私立大学等は、国公立大学や大規模私立大学等と大学経営の理想像や育てるべき学生像を描くことが、どの程度同じ文脈で可能で、その議論にはどのような視点が必要になるか。本章では、施策等に描かれるグローバル人材像を挙げ、その人材像が都市部の大学や国立大学だけでなく地方の私立大学等の実情にも沿ったものであるかを検討していった上で、地方における人材像の描き方について考察する。

文部科学省は、「産学官によるグローバル人材の育成のための戦略」の中で、グローバル人材について以下のように定義する。

グローバル人材とは、日本人としてのアイデンティティを持ちながら、広い視野に渡って培われる教養と専門性、異なる言語、文化、価値を乗り越えて関係を構築するためのコミュニケーション能力と協調性、新しい価値を創造する能力、次世代までも視野に入れた社会貢献の意識などを持った人間である。(文部科学省、産学連携によるグローバル人材育成推進会議 2011:3)

この定義には、地球規模の課題解決力につながる資質として述べられる文脈が目立ち、グローバル化によって生じる目の前の現実的な課題を解決する視点は見受けられない上、グローバル化によって、人々がどのような状況に置かれるのかという具体的な変容が読み取りにくい。一方、日本経済団体連合(以下、経団連)が、463社への企業を対象にしたアンケートを通じて整理している各企業グローバル人材の定義例(経団連 2015:8)からは、グローバル化の影響を受けて変化を遂げた企業の現実的な状況が伺える。「国籍・人種・性別を超えて信頼関係を構築できる人材」「異文化を受容し現地の人々と共生できる優秀な人材」等の定義から、企業が海外拠点を持ち、多国籍人材を登用している状況が読み取れるのである。企業のもつ現実的な課題を円滑に解決しながら貢献できる人材を求めていると言えよう。このように、グローバル人材像は文部科学省主導の施策においては明確さに欠けていたが、経済界においては各々の環境や状況に応じて具体的に定義されてきたのである。企業がその経営戦略によって描く人材像を具体化できるのと同じように、都市部と地方、あるいは地域の特性によっても、現実的な状況を踏まえて、人材像を具体化することが可能になると言えよう。つまり、都市部の状況を前提に定義された可能性のあるグローバル人材像を鵜呑みにするのではなく、現実的なグローバル化の状況をしっかりと把握した上で、人材像を描くことが求められるのではないか。

文部科学省は、「魅力ある地方大学」の実現に向け、「地域に定着する人材を育成することも、地域から出てグローバルに活躍をし、その恩恵を地域にもたらす人材を育成することも重要(文部科学省 2021:3)」としている。ここでは「グローバルな活躍」とは在学中の地域を出て就職等すると同義であり、在学中の地域が今後グローバル化の影響を受ける状況は想定されていないことが読み取れる。さらに文部科学省が提示する「グローバル人材」の定義には、グローバル化によって生ずる地方への影響を、都市部と分けて分析する視点は見当たらない。グローバル化の影響が地方にも及んでいるにも関わらず、政府施策はこれまで国公立大学や大規模私立大学等、都市部の大学を焦点にしてきた。さらにそういったこれまでの文脈を踏まえ、今一度地域に立ち返って改めてグ

ローバル化がそれぞれの地域に及ぼしうる影響について検討する必要があるのではないか。

では、大学等の教育においては国際化やグローバル化、多文化化に対応できる人材像をそれぞれの地域の実情に合わせて検討していくにはどのような視点が必要になってくるのか。吉田(2014: 36)は、大学の国際化戦略について「大学は、政策誘導と生存戦略を無視することはできず、グローバル人材育成に翻弄されている」と捉えた上で、「グローバル人材の育成という課題の背後にあるグローバル化という問題が矮小化されてしまっている」ことを問題視する。また、文部科学省中央教育審議会大学分科会は大学等に対し、地域の大学を卒業した人材の活躍についてデータを集める等しながら、「地域で必要とされる大学はどのようなものかについて、各地域で議論が進められること(文部科学省 2021:8)」を期待するとしている。杉村(2011)は、「大学間連携によって育てるべき地域の人材像と問題意識」を共有することの重要性を認識し、留学生交流という国際文化交流の数を増やせば相互理解や協力が深まるという単純な話ではなく、そこに至るまでの文脈が重視されるべきだと言う。つまり交流が行われる国や地域のもつ社会の特性や文化状況、その時々政治・経済状況を反映させながら検討することが重要で、さらには国際文化交流が引き起こす社会文化変容への対応もまた必要不可欠なのである。これらの論考を踏まえると、グローバル化が引き起こす地域への影響を踏まえてそれぞれの地域の課題やポストコロナの状況に照らし合わせながら、産学官の連携で議論する時期を迎えているといえよう。

その議論にあたり重要なのは、グローバル化が地域に与えている影響を分析する視点である。その点について、文部科学省は以下のように述べる。

社会・経済・科学技術等の在り方が地球規模で連動する、広範で構造的な変容がグローバル化であり、人の国際的な移動が爆発的に拡大し、情報通信技術も劇的に進歩している。(中略)他方、グローバル化が進む時に、各国は独自の社会の在り方、文化の在り方などの価値に着目するローカル化の動きも活発化することも想定される。グローバル化は、社会の標準化に進む動きともいえるが、標準化のみでは、いずれ、進歩が止まり、停滞が訪れることも危惧される。(中央教育審議会 2018:9)

グローバル化とは、文化が混ざり合って「自文化」と「異文化」の区別もつかないほどに変化を続けていく現象であり、それにより標準化が進む。標準化が進んで文化が画一化することは文化の進歩にマイナスをもたらしうるが、その流れに抗うように地域独自の社会や文化を追求しようとするローカル化という動きが生じることを予測しているのである。これまでの、日本的なものは「自文化」、それ以外は「異文化」と描かれてきた二項対立の構図はここにはない¹³⁾。

ローカル化による多様化が加味されることによって、バランスの良い標準化と多様化が進むことが期待される。(中央教育審議会 2018:9)

グローバル化と同時にローカル化も今後進行するという予測は、つまりグローバル化により外国から様々な背景をもった人々が地域に流入し、地域の社会や文化が多様化していく過程を経て徐々に標準化・画一化して新たな社会や文化が生まれ、その動きに抗うように地域あるいはある社会・文化集団が、文化の多様性を踏まえながら独自の文化を生じさせ構築する動きが生じるという理想である。さらに本施策は、人の移動を経て文化が多様化した先には、調和し発展した社会が生

まれることを期待している。

我が国の人の移動、流動性は、他国と比べて低いとはいえ、訪日外国人や就労するために来日する人材の積極的な受入れが更に進めば、社会の様々なシステムが、多様性を踏まえたものとして構築されていくとともに、我が国の文化や社会のこれまでの在り方の良さが調和した社会に発展していくことが期待される。(中央教育審議会 2018:9)

これらの理想や期待は、ユネスコの「文化的多様性に関する世界宣言」の第一条の「生物的多様性が自然にとって必要であるのと同様に、文化的多様性は、交流、革新、創造の源として、人類に必要なものである。」という一文を想起させる。ローカル化は、国家単位だけではなく都市や地域の単位、文化や社会の集団の単位でも生じるはずなので、国際学生を始めとする外国にルーツをもつ人々が地方に流入することにより、人材が多様化し、文化が豊かになっていく状況が期待される。

少子高齢化や景気回復の長期化もあり企業の人手不足感が大きく高まってきて中で、外国人材が日本の労働市場に与える影響は、引き続き関心を集めている(内閣府政策統括官/経済財政分析担当 2019:33)。人口の減少が進むと、日本も本格的な移民時代の到来をもちや避けられないとも言われている(松尾 2017:171)ので、今は外国人に出会うことの少ない地域も、多文化共生の課題を抱える日は遠くない。それにもかかわらず、地域の多文化化に伴う変容についての議論は少なく、教育施策が十分に対応しているとは言い難い。松尾(2017:182)は、世界で活躍できる人材を育成するグローバル戦略は推進され、グローバル人材の育成はさかんに議論されるようになったが、その一方で国際的な状況が想定されており国内の多文化共生の視点に欠く傾向を指摘し、多文化共生社会を支える市民を育成することが課題となっていると訴える。今後地域での活躍が求められるのは、「グローバル人材像」なのか、「多文化市民」なのか、それともそれらを複合させた人材像なのか。その検討のためには、グローバル化が地域に与えている影響を分析し、その地域でのグローバル化、多文化化とは具体的にどのような状況なのかを把握する必要がある。

このように、グローバル化が地域に与える影響を改めて考察する必要に迫られることが再認識された。近年、SDGs や地球市民教育等、ユネスコ主導による国際教育が再び注目を集めているが、地球規模の大きな課題に囚われて地域にある目の小さな課題を見過ごしてはならない。地域社会の活性化を担う人材像を描くには、国際化・グローバル化・多文化化する社会の変容を、それぞれの地域の文化的文脈・社会的文脈に基づいて論じる必要があるのである。

5. 本学の実情と課題—国際協働オンラインプログラム(COIL)の検討に向けて—

2021 年、本学では中国やタイの大学とオンラインで交流する活動が国際交流・留学生支援委員会により試みられた¹⁴⁾。西安外国語大学との交流では、両大学での学生がそれぞれ医療事情や食事等をテーマに紹介を行い、後半のフリートークでは、質問や意見が飛び交い盛り上がりを見せた。

山田(2016)は、大学教育の目的は、「学生個々人が、しかるべき資質や能力を身につけ、将来それぞれが自立的な市民として社会の発展に貢献していけるようにすること」であり、高度な能力や資質はそう簡単に身につくものではないが、大学卒業までに身につけた資質や能力は、「学生が将来創造的で自立的な市民に成長していくための基盤をなすもの」であると述べる。創造的で自立的な市民の資質には、自分とは考えの異なる他者と対話したり調整したりする資質や、必要や状況に応じて新たな分野に挑戦しようとするチャレンジ精神も当然含まれてくるだろう。国際協働オンラ

インプログラム(COIL)が身近になった今、学生が自立に向けて成長する過程に、外国の学生との対話が重要な位置づけになりうる可能性を含んでいる。

本学には、地域経営学、看護学など、多様な専攻の学生が在籍している。彼らが卒業後、社会人としてグローバル化・国際化・多文化化した環境に身を置く可能性は容易に想像できる。しかしながら実際には、本学の国内学生が、国際学生との関わりや語学等の外国文化へのアプローチに積極的である姿を目にすることは残念だが少なく、教育機関としてこれからの時代を生き抜く資質や能力を育成する学修の機会を十分に与えているとは言い難い。横田(2012)は、「グローバル化が進んだ現代では、国民教育で育成する人材が、すなわちグローバル人材でなければならないという時代になっている」という意味で、「大学の基本スタンスはより一貫性のあるものになった」ことから、グローバル人材に「留学生も日本人もない」と述べる。地域に必要とされる人材を育成するために、国際的な移動を伴うか否かに関わらず正課内外の活動を支援する取り組みの拡充が期待されるだろう。正課内での取り組みはグローバル化への対応と多文化理解の双方の資質を高めるためのカリキュラム上の整備であり、正課外の取り組みは国内学生と国際学生との交流の機会を増やすこと等が想定される。いずれの場合にも、COIL 活用の意義や方法についてさらに深く検討していく重要性に直面しているので、今後の課題にしていきたい。

最後に、COIL が注目され活用され始める一方で、実物に触れることや対面で交流することには、大きな意義や価値があることを忘れてはならないと強調しておこう。教育再生実行会議(2021)は、ポストコロナを見据えた高等教育の在り方を考える上で重要な3つの視点のうち1つを以下のように述べる。

大学等は、単に知識・技能を習得するためだけの場ではなく、正課外活動も含めた学生生活全般において、教職員・学生間、留学生や社会人も含めた学生間における多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値があるという点です。このような全人格的な教育の場としての大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではないということに留意する必要があります。(教育再生実行会議 2021:19)

画面上でのやりとりだけでは感じ取れない何かの関係構築行動の原動力になり、互いの関係を強め、そういった経験が学生の自立を助けるので、COIL は対面や実体験を伴う学びの代替にはなり得ない。むしろ、国内学生にとっては同じ大学で学ぶ国際学生との関わり合いが、社会性や多文化社会への適応力を育む可能性は十分にある。余談になるが、本学が運営している国際交流ラウンジは、外国に関心のある国内学生の描いた絵画が展示してあったり、国際学生の楽器や歌の練習や披露の場所として活用されたりしている。また、国際学生は時折そこを集合場所として利用し、その後体育館に移動して軽いスポーツを楽しみ、また一方で体育館を覗き見れば運動部に所属する国際学生は国内学生と対等に活動をしている。そのような光景を目前にすると、関係を築く仕組みづくりとして文化芸術やスポーツを生かす方法も見過ごすことはできない。村山(2020:69)は、「国際教育交流における正課内外での学生達の学びのコミュニティや場づくりを担う教員は、学生が大学に求めている目線と、大学が学生に求めている目線の差を、まるでダイヤル式のラジオ放送のチャンネルを回して聴く時のようにチューニングする必要がある、それだけ神経を研ぎ澄ます必要がある」と述べる。大学や教員の求める方向性が必ずしも学生の望むものであるとは限らないことを念頭に置いて、双方の目線を敏感に感じ取りながら方法を調整していくと、文化芸術や

スポーツの可能性は自然と浮上する。確かに COIL はこれまで繋がることのできなかった世界に容易に手が届く有効な手段ではあるが、実施の際には実物に触れる等対面で経験を積む価値も学生に伝えることを念頭に置くことは非常に大切である。

6. 今後の研究上の課題

本稿では国際化・グローバル化・多文化化に対応した教育について、教育施策に関する先行研究を整理検討しつつ、地方の私立大学等に焦点を置きながら、COIL 等国際交流活動について考察してきた。地方の私立大学等での国際化の困難さが明らかになった一方で、国際化・グローバル化・多文化化によって学生の学びが深まる可能性も見出すことができた。とは言え、多岐にわたる政策や先行研究を限なく分析するには及ばず、COIL 実施や正課内外の取り組み等の検討にあたって改めて再検討する余地が多く残されている。

1 点目の課題は、今後の地方の地域社会の変化の見通しを踏まえた多文化共生への道筋と高等教育の関連である。本稿では文部科学省が主導する施策を中心として検討してきたが、それらの文献では多文化共生の視点が多くはなかった。その原因を求めるとともに、文部科学省以外の省庁の施策や、その他関連する論文等を検討することで、また新たな課題が浮上する可能性は大いにある。この視点は大学等教育のうち、福祉、医療、保育や教育の分野で特に重要となりうる。

2 点目は、経済界からグローバル人材育成が要請され始めた 2000 年前後からポストコロナを含めた現在までの教育施策や社会や文化の変容等が、地方の私立大学等に与えた影響である。さらには、大学等教育の施策において、長らく制度上の問題点に言及するに留まっていた原因も明らかにしたい。本稿では、教育施策は国公立大学や大規模私立大学を焦点として実施されてきたことが明らかになったが、この約 20 年の間に、地方の私立大学に与えた影響がなかったとは言い切れない。

3 点目は、文化芸術・スポーツを活用した国際交流活動の可能性の検討である。COIL の展開が期待される反面、従来の対面での交流の体験の価値が今後問われていくだろう。そのことを踏まえると、対面での交流活動の質を高めていくための創意工夫と、その意義をはっきりと明示することが今後ますます求められるのではないかな。

学生に有意義な学修機会を提供するとともに、大学等の魅力を高めることにも貢献することを目指してこれらの新たな研究課題に取り組みたい。本学のみならず地方の私立大学等の教育に関わる教職員へ向けて、ほんの僅かでも一助になれば幸いである。

〈謝辞〉

- 1) 本稿執筆にあたり助力をいただいた本学国際交流・留学生支援委員長柴垣博孝教授、本学学長補佐一戸利則特任教授、八戸学院地域連携研究センター楊麗栄准教授に心より感謝申し上げます。

〈注〉

- 1) 本稿では、国と国との関係が緊密になる状態になる状態を「国際化」、経済や社会の活動が国家や地域の境界を超えて地球規模に拡大することによって引き起こされるさまざまな現象を「グローバル化」、ある地域の中に多様な背景をもった人々が共生する状況を「多文化化」と定義する。
- 2) 『八戸学院大学・八戸学院短期大学部 2022 年度大学案内』では海外研修等が案内されている。また、留学生の受け入れなどによって教育の場が国際色豊かになることは望ましいということが、法人運営協議会で共通理解されている。一戸利則「新立体的学園構想「4つの柱」の見直しについて」『CAMPUS 八戸学院』,vol.60,pp.18-19

- 3)「八戸学院 TOPICS 八戸学院大学&西安外国語大学 Be Global 日中オンライン交流会開催 11/18」,『CAMPUS 八戸学院』,vol.60,p.12
- 4) 文部科学省「大学の世界展開力強化事業・キャンパスアジア」
<http://www.ipo.titech.ac.jp/campusasia/all-programs/>,及び日本学術振興会「スーパーグローバル大学創生事業」<https://www.jsps.go.jp/j-sgu/index.html>に明記されている。(2022年2月13日閲覧)
- 5)生まれた国と育った国が異なる学生や,複数の国に所属感をもつ学生等,学生達の文化背景は「留学生」と「日本人」の二分法では整理できないケースが増えてきたことから,留学生や留学経験のある日本人学生を含め,国際的な移動を伴い日本の大学で学ぶ学生を「国際学生」,国際的な移動を伴う学修の経験がない学生を「国内学生」とする。(田中 2016,村山 2020)
- 6) 佐藤(2007:78),日比野(2010:58),嶺井(2014)は日本の国際化に対応した教育の起源はユネスコ憲章にあると解釈しているが,戦前を含めると日本の土着の思想の中からも国際教育への志向が生まれていたとも言われている(江原 2010:22)。
- 7) 外務省ホームページで,ユネスコ(国際連合教育科学文化機関)の概要について明記されている。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/culture/kyoryoku/unesco/gaiyo.html>(2022年2月6日閲覧)
- 8) 日本経済新聞に「グローバル人材」をキーワードとして初出したのは1999年である。(吉田 2014:29)
- 9) その他太田は,海外留学・研修に対する阻害要因として,単位互換(認定)制度の未整備と学事歴の違い,大学での国際教育交流プログラム開発の遅れ,国内の大学院で博士学位授与の増加,学生の海外留学を評価しない雇用者,要求される語学力の高度化,少ない海外留学のための奨学金,リスク回避と安全志向を挙げている。(太田浩 2013:72-93)
- 10) 文部科学省「スーパーグローバル大学創生支援事業」
https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/kaikaku/sekaitenkai/1360288.htm,日本学術振興会「スーパーグローバル大学創生支援事業」https://www.jsps.go.jp/j-sgu/h26_kekka_saitaku.html(2022年2月13日閲覧)
- 11) 日本学術振興会「グローバル人材育成推進事業取組概要」
https://www.jsps.go.jp/j-gjinzai/data/shinsa/h24/gjinzai_gaiyou_all.pdf(2022年2月13日閲覧)
- 12) 本稿では,地域密着型の小規模私立大学と,地方の私立大学等を同義とする。
- 13) 文部科学省中央教育審議会(2002:17)では「留学生の受入れ,学生の海外への派遣の一層の拡充や,学生が異文化やその背景にある宗教等に対する理解を深めるための機会の充実に取り組むべきである。」と述べるなど,グローバル化に伴い人や文化が流動的になることを予測しつつも,外国から流入する文化について,「異文化」として捉えている。日本人とそれ以外の他者を「異なる存在」として捉え,その対象を理解するという姿勢や態度を求めたことが読み取れる。
- 14)「八戸学院 TOPICS 八戸学院大学&西安外国語大学 Be Global 日中オンライン交流会開催 11/18」,『CAMPUS 八戸学院』,vol.60,p.12

〈引用文献〉

- 荒木利雄(2017)「地方大学の経営戦略としての留学生獲得と就職支援—地方活性化のための産学官連携の意義と役割」『経営戦略研究』,11,pp.79-91
- ウィルソン・エイミー(2021)「国際文化学科の人材に求められる行動特性の考察」『山口県立大学学術情報』14,pp.67-78
- 江原裕美(2010)「グローバル化における国際教育と「多文化共生」」『国際教育学の展開と多文化共生』,日本国際教育学会創立20周年記念年報編集委員会(編),pp.22-32
- 太田浩(2013)「第3章 日本人学生の内向き志向再考」『大学の国際化と日本人学生の国際志向性』学文社
- 蕪木絵実・御館久里恵・池田玲子・安延久美(2021)「コロナ禍における国際交流の新たな取り組み」『大学教育研究年報』,鳥取大学教育支援・国際交流推進機構教育センター,26,pp.22-32

- 唐木清志(2007)「日本—実践・参加型の授業づくりを目指して」『世界のシティズンシップ教育—グローバル時代の国民/市民育成』, 嶺井明子編著, 東信堂, pp.43-54
- 北村友人ら(2010)『平成 21 年度文部科学省委託調査 グローバル人材育成のための大学教育プログラムに関する実証的研究』, <https://library.criced.tsukuba.ac.jp/educate/pdf/global/all.pdf>(2022 年 2 月 15 日閲覧)
- 教育再生実行会議(2021)「ポストコロナ期における新たな学び方の在り方について(第十二次提言)」, 首相官邸 HP, <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaizei/teigen.html>(2022 年 2 月 13 日アクセス)
- 経済産業省・株式会社三菱総合研究所(2006)「シティズンシップ教育と経済社会での人々の活躍についての研究会」<http://www.akaruisenkkyo.or.jp/wp/wp-content/uploads/2012/10/hokokusho.pdf>(2022 年 2 月 15 日閲覧)
- 久保宣子・山野内靖子・蛭田由美(2016)「文献から考察する看護基礎教育における国際看護学教育の現状」『八戸学院大学短期大学研究紀要』, 42, pp.69-79
- 久保宣子・山野内靖子・蛭田由美(2016)「看護大学生の国際看護活動に関する意識および教育ニーズに関する調査」『八戸学院大学紀要』, 57, pp.151-161
- 久保宣子・山野内靖子・蛭田由美(2016)「看護系大学生の国際看護活動に関する関心や期待—国際看護学教育の実態調査との比較からの考察」『八戸学院大学紀要』, 58, pp.163-171
- 國江慶子・池田真理・原美鈴(2021)「With コロナ時代の教育:オンラインを活用した国際交流授業(特集 With コロナ時代の教育・研究・実践)」『東京女子医科大学看護学会誌』, 16(1), pp.39-44
- 栗田聡子(2021)「コロナ禍における国際教育の重要性と課題—「Online で世界と繋がる国際交流 days 2020」の実践から—」『三重大学国際交流センター紀要』, 15, pp.159-176
- 佐藤郡衛(2007)「国際理解教育の現状と課題—教育実践の新たな視点を求めて」『教育学研究』, 74(2), pp.215-225
- 佐藤由利子(2018)「韓国と日本の私立大学における留学生の誘致, 支援の状況とコストの分担」, 広島大学高等教育研究開発センター大学論集, 広島大学高等教育研究開発センター, 50, pp.177-192
- 佐藤嘉倫(2021)「多様性と多文化共生—社会学の視点から」『東北大学教養教育院叢書大学と教養 4 多様性と異文化理解』, pp.29-50
- 杉村美紀(2011)「アジアにおける日本の国際文化交流と人材育成」『日本の文化と社会の潮流』, 国際日本文化研究センター
- 田中京子(2016)「留学生と大学の国際化—留学生相談担当者の視点から—」『名古屋大学国際教育交流センター紀要』, 3, pp.5-11
- 内閣府政策統括官(経済財政分析担当)(2019)「政策課題分析シリーズ 18 企業の外国人雇用に関する分析—取組と課題について—」, <https://www5.cao.go.jp/keizai3/2019/09seisakukadai18-3.pdf>(2022 年 2 月 15 日閲覧)
- 日本経済団体連合会(2015)「グローバル人材の育成・活用に向けて求められる取り組みに関するアンケート結果」, <https://www.keidanren.or.jp/policy/2015/028.html>(2022 年 2 月 14 日閲覧)
- 丹羽浩正・石橋脩・崔桓碩(2015)「日本と韓国の大学におけるグローバル人材育成に関する一考察—八戸学院大学と仁済大学の調査研究を中心として—」『産業文化研究』, 八戸学院地域連携研究センター, 25, pp.1-16
- 日比野正明(2010)「日本における国際教育の推進」『環太平洋大学紀要』, 3, pp.57-64

- 藤原孝章(2012)「グローバル教育」『現代国際理解教育辞典』,日本国際理解学会編著,明石書店,p.216
- 松尾知明(2017)『多文化教育の国際比較—世界 10 カ国の教育政策と移民政策』,明石書院
- 嶺井明子(2014)「博士論文概要・戦後日本における国際理解政策の展開に関する研究」『教育学論集』,
筑波大学大学院人間総合科学研究科教育基礎学専攻,10,pp.121-126
- 村山かなえ(2020)「国際教育交流における学びのコミュニティと場作り—大学教員の役割と求められる
技量とは—」『立命館言語文化研究』,立命館大学国際言語文化研究所,31(3),pp.61-72
- 村山かなえ・北出慶子・遠山千佳・安田裕子・山口洋典(2021)「国際教育交流が育む学生・ピア・サ
ポートの多様化:多文化サービスラーニングの可能性を巡って」『立命館高等教育研究』,立命館大学
教育開発推進機構, pp.139-158
- 森茂岳雄(2012)「多文化教育」『現代国際理解教育辞典』,日本国際理解学会編著,明石書店,p.216
- 文部科学省(1974)「教育・学術・文化における国際交流について(答申)(第 23 回答申(昭和 49 年 5 月 2
7 日))」,中央教育審議会, https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/740501.htm
(2022 年 2 月 15 日閲覧)
- 文部科学省,中央教育審議会(2002)「新しい時代における教養教育の在り方について(答申)」https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/020203.htm(2022 年 2 月 15 日閲覧)
- 文部科学省,中央教育審議会(2005)「我が国の高等教育の将来像 (答申)」[https://www.mext.go.jp/b_m
enu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05013101.htm)(2022 年 2 月 15 日閲覧)
- 文部科学省,産学連携によるグローバル人材育成推進会議(2011)「産学官によるグローバル人材の育成
のための戦略」[https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2
011/06/01/1301460_1.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/06/01/1301460_1.pdf),(2022 年 2 月 13 日閲覧)
- 文部科学省 (2017)「高等教育機関における外国人留学生の受入推進に関する有識者会議 報告」[http
s://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1394130.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/1394130.htm)(2022 年 2 月 13 日閲覧)
- 文部科学省,中央教育審議会(2018)「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」[https://ww
w.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20200312-mxt_koutou01-100006282_1.pdf)(2022 年 2 月 15 日閲覧)
- 文部科学省,中央教育審議会大学分科会(2021)「魅力ある地方大学を実現するための支援の在り方に
ついて」,https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1411360_00006.html
(2022 年 2 月 13 日閲覧)
- 山崎正枝(2021)「手拍子を活用した COVID-19 での遠隔授業による国際交流の可能性」『金沢大学国
際機構紀要』,3,pp.119-135
- 山田宣夫(2016)『大学教育の在り方を問う』,東信堂
- ユネスコ(1974),Recommendation concerning Education for International Understanding, Co-o
peration and Peace and Education relating to Human Rights and Fundamental Freedoms,
「国際理解,国際協力及び国際平和のための教育並びに人権及び基本的自由についての教育に関する
勧告」[http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13088&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTI
ON=201. Html](http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13088&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201), <https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387221.htm>
- 楊麗栄・安田美央(2020)「青森県の私立大学における中国人留学生の誘致戦略に関する研究」『青森学
術文化振興財団懸賞論文受賞論文集』,公益財団法人青森学術文化振興財団
- 横田雅弘(2012)「日本における留学生受入れの現状と願望」『学術の動向』17(2),公益財団法人日本学
術協力財団,pp.74-82
- 吉田文(2014)「「グローバル人材」の育成と日本の大学教育—議論のローカリズムをめぐる—」『教
育学研究』,81(2),一般社団法人日本教育学会,pp.164-175

性教育の一考察 － 義務教育について－

関川幸子

要 約

日本は 2020 年までの性教育は「男女の違い」「妊娠」「性感染症」等に重きをなしてきた。

しかし暴力的性犯罪の認知件数が 2017 年警察庁のデータによれば少年総数で、強制性交罪 442 件（内少年 12 人）強制わいせつ罪 2,888 件（内男性 170 件）年齢内訳が 0－5 歳 61 人・6－12 歳 923 人・13－19 歳 2189 人で、性被害総数では 12 歳以下で 1084 人が性被害にあっている。

このようは現状から、2022 年 6 月 11 日の「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」において、性犯罪・性暴力対策の強化の方針」が決定された。この方針を踏まえ、文部科学省では、子供たちが性暴力の加害者や被害者、傍観者にならないよう、教育・啓発活動の充実、学校等で相談を受ける体制の強化、わいせつ行為をした教員等の厳正な処分、社会全体への啓発等について、関係府省とも連携を図りながら、取組を強化することになった。それに伴い令和 3 年度から「生命の安全教育」に切り替え、プライベートゾーン・デートDV・SNS リスクを児童生徒に指導する事になった。しかし現実には未成年の人工妊娠中絶（妊娠後の中絶選択率が 2017 年で 82%：厚生労働省衛生行政報告例・人口動態調査より一安達智子）と性感染症が問題視されている。

そこで、「性教育の現状と問題点」（2019 年安達智子）に着目し、青森県・日本・外国の状況から性教育はどうあるべきか日本尾現状から考察した。その結果、若者の性知識不足により、多くの若者が性に対する不安を抱えており、現状に則した性教育が行われていないことが明らかになった。そこで、現実に即したリプロダクティブヘルス／ライツつまり「個人の成長に向けて」のセクシュアリティ教育が必要であることを明らかにした。又その性教育・指導者は感染症治療、解剖学、妊娠、婦人病、薬剤の知識を持つ婦人科医師にすべきである。

Key word:

性教育 プロダクティブヘルス/ライツ セクシュアリティ教育 性感染症
人工妊娠中絶 産婦人科医師

1、はじめに

「コウノトリのゆりかご（以下赤ちゃんポスト）」は 2007 年 5 月 10 日から熊本市島崎にある慈恵会病院が日本で初めて「赤ちゃんポスト」をはじめた。2000 年に匿名で赤ちゃんを受け入れる「赤ちゃんポスト」は世界で初めてドイツで開設された。「ベビークラッペ」という名称で、保育園や母子支援施設を運営する「シュテルニパルク」がハンブルグに置いた。慈恵病院の「コウノトリのゆりかご」は、この「ベビークラッペ」をモデルにしている。病院の建物内部に「赤ちゃんポスト」の運用を始めた。

熊本市要保護児童対策地域協議会「コウノトリのゆりかご専門部会」が、2014 年 9 月に第 3 期検証報告書が出た。判明している母親(p 23)の年齢で 1 期～3 期までの互惠で 1 位 20 代 37,6%・2 位: 30 代 20,8%・3 位: 10 代 11,9%になっている。母親不明が 22,8%である。母親不明の中にも 10 代がいる可能性がある。又出産場所が自宅で全体の第 2 位 34,7%である。自宅出産は、

母子に危険であることから、令和3年に慈恵会病院で内密出産を母子保護から受け入れを表明した。法的問題を含めて、内密出産が話題になっている。

このような現状の中で、青森県教育委員会が定める、学校における性に関する教育は、「児童生徒等の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的に捉え、科学的知識を与えるとともに、児童生徒等が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにすることを目標としている。」となっている。

厚生労働省の性感染症リーフレットの中身は、梅毒・淋菌感染症・精液クラジシア感染症・性器ヘルペス・ウイルス感染症/ヒトパピローマウイルス感染症/HIV/エイズがあげられている。特に(2010年～2014年感染症発生動向調査事業年報)2015年2016年は10月11日集計値による梅毒は2010年以降男女共に増加傾向にあり(2016年：男2302人・女性982人)。年齢別にみると15～19歳、20～24歳共に男性よりも女性罹患者が多い。25歳以降は男性の罹患者が多くなっている。又青森県は国立感染症研究所の資料によれば2015年梅毒罹患者と比べると翌年は2倍を超えている。梅毒は地方で増加傾向にある。青森県で生きている我々の問題である。性教育は何を伝えているのだろうか。

特に性感染については、性教育の中で行われているにもかかわらず、日本全体に増加傾向があるのはなぜなのだろうか。

10代に性感染症が増加している事実は、生徒の「生きる力」を育てることに繋がっているのだろうかと疑問を持つ。

しかも一般社団法人日本家族計画協会の2021年4月1日の第805号によれば「厚生労働省は、2月18日に公評した令和元年度衛生行政報告によると未成年者が妊娠した結果14歳以下の82,3%、15～19歳は61,7%が中絶していると明記している。(令和元年人口動向統計、令和元年度衛生行政報告例を基に算出)

言い換えれば14歳以下は妊娠すると人工中絶者は10人中8人から9人、15～19歳は10人中6人が中絶していることになる。もし出産したとしても学業の中止や社会的困難な生活が待っているに違いない。2016年の17歳以下の出産は2196例中2196名が未婚の母であり非嫡出子である。このことから若年層の性行動を伴う妊娠、出産、人工妊娠中絶、性感染症の拡大などが深刻な問題となっている。年代全体の人工妊娠中絶の件数は減っているものの、十代の割合が高くなっており、特に中学校を卒業すると急激に増加している現状がある。

今日若者の性行動をあおるような情報が氾濫する一方で、性に関する学習不足から、性交に伴う妊娠や性感染症に関する知識も自覚も性教育で育てられていないのが大きな問題である。

特に10代の妊娠と中絶は、身体への悪影響だけでなく、生命を断ち切る自己判断に心に大きな傷を残し、その後の人生に大きな影響を残すことは疑いない。望まない出産もその後の人生を変えていくことになる。

こうした現状から日本と青森県の性教育の在り方と産婦人科医師の蓮尾豊先生の性暴力・安全・教育の在り方や性教育の指導者について一考察したい。

2、研究方法

1) 性教育の国際スタンダード(ユネスコ「包括的性教育」) 実際

- 2) ヨーロッパにおける性教育スタンダード(HSE) WHO欧州地域事務所とドイツ連邦健康啓発センター発行内容から精神国の性教育の実際。
- 3) 野田幸世の「八戸学院大学学生のアンケート調査結果と性教育の実際」(2019年度)から学生の性教育後意識調査方から性教育の実際。
- 4) 日本の10代の性教育から、現状を明確化にして日本の性教育の実態
- 5) あおもり女性ヘルスケア研究所
蓮尾豊先生の性教育紹介と産婦人科医師の性教育の実際と避妊教育の必要性について

3、調査結果

- 1) 性教育の国際スタンダード(ユネスコ「包括的性教育」)と我が国の現状

①包括的性教育について (Comprehensive Sexuality Education)

ジェンダー平等や性の多様性を含む人権尊重を基盤とした性教育。

性教育・性の学習を保障することは性の権利(セクシュアル・ライツ)であるとする国際的潮流の中で使われてきた。1999年に世界性科学学会(現:性の健康世界学会)で採択された「性の権利宣言」では、包括的性教育を人は誰もが受ける権利があるとした。2009年には、ユネスコが中心となり『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』(2018年に第2版)を作成。包括的性教育の目的を「自らの健康・幸福・尊厳への気づき、尊厳の上に成り立つ社会的・性的関係の構築、個々人の選択が自己や他者に与える影響への気づき、生涯を通して自らの権利を守ることへの理解を具体化できるための知識や態度等を身につけさせること」とし、その論理的根拠と、教育を効果的に進めるための内容や年齢段階別の学習目標を提示。自らの経験と情報を組み合わせて理解することができるよう、心に据えたアプローチが特徴となっている。

具体的内容(テーマ等)

性行為・生殖(避妊法等)・人間関係(友情・恋愛など)・ジェンダー・健康・体の発達・暴力/安全・人権 等



2) ヨーロッパにおける性教育スタンダード(HSE) WHO欧州地域事務所とドイツ連邦健康啓発センター発行 (2011 年)

性教育を扱う教科は生物や化学が多く、その他に健康教育やP S H E (個人的社会的健康と経済についての教育や総合教育があげられている (橋本紀子 2011 年)

HSE は第一に「個人の成長に向けて」 セクシュアリティ教育を考えるとされる。誕生から始まり、対象の発達段階年齢に適切で、人権に基づくことなどを 原則とし学習目標を定めて、以下のような成果を求めている。

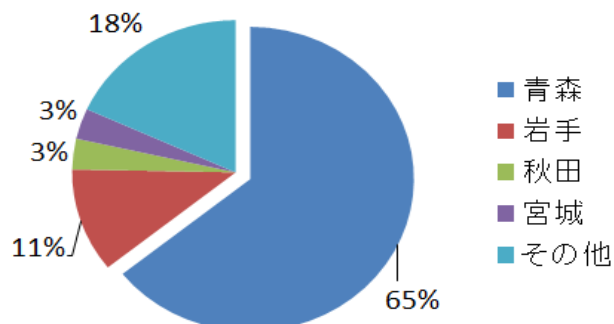
「総体的セクシュアリティ教育 (HSE) 」が求める成果

- ①セクシュアリティ、多様なライフスタイルと態度、価値観に対して、寛容で、開放的で、責任のある社会環境に貢献する。
- ②性的多様性とジェンダーの違いを尊重し、性的アイデンティティとジェンダー役割に気付く。
- ③自己とそのパートナーに対して、理解を根拠として情報に基づく選択をし、責任をもって行動する能力を付与する。
- ④特にセクシュアリティに関して、人間の身体、その発達と機能について気付き、知識を持つ。
- ⑤性的な存在として発達でき得ること、即ち、感情とニーズを表現すること、快い方法でセクシュアリティを経験すること、自己のジェンダー役割と性的アイデンティティを発達させることを学ぶ。
- ⑥セクシュアリティ、避妊、STI と HIV の予防、性的強制の身体的、認知的、社会的、情緒的、文化的側面についての適切な情報を増やす。
- ⑦セクシュアリティと人間関係のあらゆる側面に対処するのに必要なライフスキルを持つ。
- ⑧ 特にセクシュアリティに関する問題や質問がある場合のカウンセリングや医療サービスの提供と入手方法についての情報を持つ。
- ⑨自己の批判的態度を発達させるために、セクシュアリティ、人権に伴う多様な規範と価値観について思考する。
- ⑩相互理解と相互のニーズ・境界の尊重のある (性的) 人間関係を構築し、平等な人間関係を持つことができる。これは、性的な虐待と暴力の予防に貢献する。
- ⑪セクシュアリティ、情緒、人間関係についてコミュニケーションが取れる、そのために必要な言葉をかけることができる。

3) 青森県の小・中・高の性教育の実態

八戸学院大学生によるアンケート調査 156 名

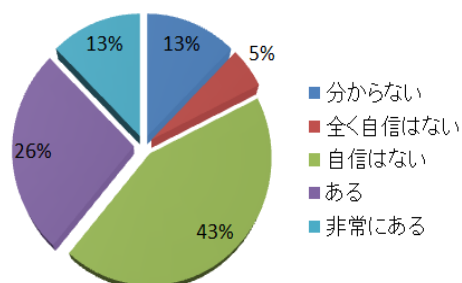
あなたの出身地を教えてください。



アンケート調査の65%は青森県出身者

である。積極的に取り組みたいが84%である。

あなたは性について正しい知識を持っているという自信はありますか。

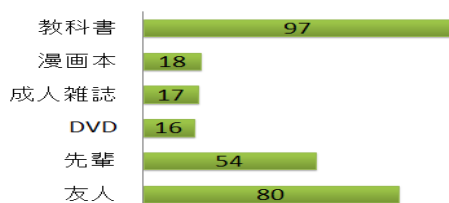


性について、「分からない」「全く自信がない」・「自信がな

い」が61%である。正しい知識が育成されているとはいえない。

い。

あなたは性についての知識や情報をどこから得ていますか。(単位:人)



重複回答で、教科書 97 人よりも、先輩・マンガ・DVD・成人雑誌・友人から 201 人が情報を得ている。正しい知識を持っているとはいえない。

4) 八戸学院大学生が受けていた性教育

青森教育委員会 (H19 年 3 月)

①学校における性に関する教育目標

学校における性に関する教育は、児童生徒等の人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的とし、人間の性を人格の基本的な部分として生理的側面、心理的側面、社会的側面などから総合的にとらえ、科学的知識を与えるとともに、児童生徒等が生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づく正しい異性観をもつことによって、自ら考え、判断し、意志決定の能力を身に付け、望ましい行動を取れるようにすることを目標としている

②学校における性に関する教育の具体的目標

- (1) 心身の発育・発達や性に関する内容について理解し、健康の大切さを認識し、危険（リスク）を回避するとともに、自らの健康を管理し、改善することのできる能力を育てる。
- (2) 生命や人格の尊重、男女平等の精神の下に、自己や他者を尊重する態度を育み、望ましい人間関係を築くことができる資質や能力を育てる。
- (3) 家庭や社会の一員としての在り方を理解し、性に関する諸問題に適切に対処するとともに、より良い家庭や社会づくりに向けて責任ある行動を実践することのできる資質や能力を育てる

③学校における性に関する教育の内容

学校における性に関する教育の内容は、その目標を実現するために必要な事項を、児童生徒の実態と教育上の必要性から、児童生徒の発達段階に応じて選択し、学習内容として構成する必要がある。

以上

青森教育委員会は文部科学省の指導のもと、人格の完成と豊かな人間形成を究極の目的として、人間の性を人格の基本的な部分としているが、(1)の「危険リスクを回避する」としながらも避妊法や性交(妊娠・感染症対策)には直接触れてはいない。このことから 10 代の妊娠と中絶・性感染症の問題への対処をしているとはいえない。

4)－2： 文部科学省 （ H 2 8 , 4 月 ）

1. 性教育として求められる内容について

我が国では、性に関しては様々な価値観の相違があり、性教育についても様々な考え方があるが、学校における性教育として求められる内容は何かということについては共通理解を図って議論すべきであるという意見が出された。

学校における性教育については、子どもたちは社会的責任を十分にはとれない存在であり、また、性感染症等を防ぐという観点からも、子どもたちの性行為については適切ではないという基本的スタンスに立って、指導内容を検討していくべきであるということでおおむね意見の一致を見た。

また、性教育を行う場合に、人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とすべきであり、その理解の上に性教育が行われるべきものであって、安易に具体的な避妊方法の指導等に走るべきではないということについておおむね意見の一致を見た。

その上で、心身の機能の発達に関する理解や性感染症等の予防の知識などの科学的知識を理解させること、理性により行動を制御する力を養うこと、自分や他者の価値を尊重し相手を思いやる心を醸成することなどが重要であるという意見が出された。

加えて、性教育においては、集団で一律に指導（集団指導）する内容と、個々の児童生徒の抱える問題に応じ個別に指導（個別指導）する内容の区別を明確にして実施すべきであり、学習指導要領に関する検討に当たっては、特に集団指導の内容について議論すべきであることについて意見の一致を見た。

2. それぞれの教科等における性教育に関する指導内容について

性教育は、体育、保健体育のみならず、道徳や特別活動など、学校教育活動全体を通じて取り組むことが重要であり、それぞれの教科等の役割分担をより明確にした上で、連携して取り組む必要があるのではないかという意見が出された。

特に、発達段階などを考慮しないまま特別活動などで教えられて問題となっていることから、保健、道徳、特別活動等の役割分担とそれぞれの指導内容を明確化すべきという意見が出された。

具体的には、身体の成長や性感染症等の科学的知識については保扱い、性に関する倫理的な面や人間関係の重要性などについては、道徳や特別活動できちんと教えるべきではないかという意見が出された。

また、学校における性教育においては、児童生徒の発達段階を踏まえて指導を行うことが極めて重要であり、それぞれの教科等における性教育に関する指導内容について、児童生徒の発達段階を踏まえたものとなっているかといった観点から体系化を図る必要があるのではないかという意見が出された。

学生指導要領及び開設の主な内容

小学校：●体は思春期になると次第に大人の体に近づき、体つきが変わったり、初経、精通などが起こったりすること（変声、発毛、異性への関心も芽生えること についても理解できるようにする）

中学校：●思春期には、内分泌の働きによって生殖に関わる機能が成熟すること、また、成熟に伴う変化に対応した適切な行動が必要となること（射精、月経、性衝動、異性の尊重、性情報への対処など性に関する適切な態度や行動の選択が必要になることを理解できるようにする）
●妊娠や出産が可能となる観点から、受精・妊娠を取り扱うものとする ●感染症については、後天性免疫不全症候群（エイズ）及び性感染症についても取り扱うものとする

高等学校：●生涯を通じる健康の保持増進や回復には、生涯の各段階の健康課題に応じた自己の健康管理及び環境づくりが関わっていること（受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題、また、家族計画の意義や人工妊娠中絶の心身への影響などについて理解できるようにする） ●感染症の予防には、個人の取組及び社会的な対策を行う必要があること（エイズ及び性感染症についても、その原因、及び予防のための個人の行動選択や社会の対策についても理解できるようにする）

3. 指導計画の作成等に当たっての留意点等について

学校における体育・健康に関する指導については、「現行の学習指導要領では、一般論として、総則で「家庭や地域社会の連携」の必要性が明示されているが、特に、学校において性教育を行うに当たっては、以下のような留意点をより明確にする必要があることについておおむね合意を得た。」としている。

具体例：教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒の発達段階（受容能力）を十分考慮することが重要であること

家庭、地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を十分に得ることが重要であること
集団指導の内容と、個別指導の内容の区別を明確にすること 等

養護教諭の役割について

- ・養護教諭は、専門性を生かして性教育の全体計画立案や教職員の研修内容等に積極的に関わり、校内における性教育の推進を支える。
- ・保健室の機能を通じて得られた児童・生徒の性に関する様々な情報等を整理し、個別の指導に生かすことができるようにする。
- ・健康相談において、児童・生徒の様々な性に関する意識や問題等を把握して、その背景を分析するとともに、問題解決のための支援や関係者との連携に努める。

4) ー 3 :

東京都教育委員会の性教育における育成を目指す資質・能力の目指す目標（H31年3月）

①性に関する知識及び技能について

- ・体の発育・発達や、思春期の体の変化、生殖に関わる機能の成熟等について、発達の段階に応じて正しく理解する。また、性感染症について正しく理解し、予防や回復のための方法を習得する。

- ・心や精神機能の発達、自己形成について理解し、不安や悩みに適切に対処することができる。
- ・家族や社会の一員として必要な性に関する知識を習得するとともに、性に関する社会問題について理解する。

② 性に関する 思考力、判断力、表現力等

- ・正しい知識に基づいて性に関する課題の解決策を考え、よりよい方策を選択することができる。
- ・心身の成長発達に伴う悩みや課題に気づき、解決策を工夫して、健康の保持増進を図ることができる。
- ・周囲と関わりながら家族や社会の一員としての自己の役割を考えるとともに、直面する性の諸課題に対して適切な意思決定や行動選択ができる。

③ 学びに向かう力、人間性等

- ・自己の心身の成長発達を踏まえ、自己の性に対する認識を深め、課題を解決しながらよりよく生きていこうとする。
- ・人間尊重、男女平等の精神に基づいて、性別等にかかわらず、多様な生き方を尊重し、互いに協力し合って豊かな人間関係を築こうとする。

以上

教育指導者を産婦人科医・助産師等外部講師活用として、幅広い人材を求めている。しかし性に対する深い知識を持つ医師のみに限定していない。性教育は性の人体・性の生き方を自己決定できるための教育であり、性が一生の生き方にかかわるために深い知識は必要であると考える。

4) 蓮尾豊医師の性教育

①蓮尾豊先生紹介

- ・ 婦人医師
- ・ 青森女性ヘルスケア研究所所長
- 1、21 年間婦人科勤務医として勤務
- 2、21 年間開業医として勤務
- 3、平成 26 年青森女性ヘルスケア研究所を設立
- ・ 婦人科特にピルに関する相談事業
- ・ 小・高での性教育活動
- ・ 小・高女性への健康教育
- ・ 低用量ピル普及のための活動
- ・ 女性アスリート支援
- ・ 婦人科検診事業

②蓮尾先生が青森女性ヘルスケア研究所を設立した理由として、クリニックを開業して直面した思春期の現状を次のように統計で述べている。

ア 1996～2006 年(11 年間)

新患者数 24,050 名中

10 歳未満・・・68 人

10 代・・・4,037 人(16.8%)

イ 2001 年：クリニックにおける 10 代の妊娠中絶件数 102 件

13 歳・・・2 人

14 歳・・・1 人

15 歳・・・4 人

16 歳・・・14 人

17 歳・・・29 人

18 歳・・・25 人

19 歳・・・27 人

ウ 2003 年 7 月（一ヶ月）クリニックでの性感染症診断数、

合計：44 名中 19 歳以下 19 名（病名：尖圭コンジローマ・淋病・クラミジア・ヘルペス）

－注意－

厚生労働省平成 28 年度衛生行政報告例平成 28 年人口動態統計から 2016 年の 15 歳から 17 歳の若年者の妊娠数は 6738 人、中絶数は 4588 人、出産数は 2150 人、中絶総数には 15 以下は含まないが中絶数は 220 人である。

「ア～ウの結果と日本の現状から中高生に妊娠期間や避妊の知識は必要である」と産婦人科医の性教育の必要性を感じて、性教育活動を行っている。

実際の講義の流れ（養護概説講義講師として）

- 1、リプロダクティブヘルス／ライツの基本となる性教育（テーマ）
- 2、自己紹介
- 3、講義内容
- 4、思春期の現状
- 5、クリニックの現状（思春期の課題）
- 6、日本全国の現状（思春期の課題）
- 7、17 歳以下の妊娠尾現状
- 8、2022 年の結婚年齢の引き下げ（20 歳から 18 歳）の未婚の母・非地嫡出子の問題
- 9、我が国の性教育の現状
- 10、性教育の多様性
- 11、ユネスコの包括的性教育とは
- 12、国際セクシャリティ共育ガイダンス
- 13、中高生の年代に O C - L E P の正しい役割
- 14、月経トラブルと子宮内膜症
- 15、勉強・運動に与える影響・ピルの処方
- 16、妊娠の仕組み
- 17、予期せぬ妊娠を避ける方法
- 18、国内で処方可能な O C / 緊急避妊（E C）

- 19、性感染症(寄生虫・最近・クラミジア・ウイルス・梅毒・AIDS等)
- 20、お互いを大切に(ピルとコンドーム)
- 21、妊婦さんのタバコの害
- 22、自分が決める(権利の尊重)

以上

＊リプロダクティブヘルス／ライツという概念とは

子どもと母親を守る母子保健という公衆衛生の観点から発展したが、妊娠中から産後だけでなく、思春期、更年期も含む全てのライフステージにおいて健康と権利を守るという個人の権利に広がっている「人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まないか、いつ産むかを決める自由を持つこと」という考え方が1994年にエジプトのカイロで開催された「国際人口開発会議」ICPD(International Conference of Population and Development)で採択された。

2017年宋美玄(丸の内クリニック院長)によれば、「国家や社会、家族に強制されず、カップルが望んだように妊娠出産をする権利」という意味を包括するが、カップル間の意見が合わずに、パートナーに性交や妊娠出産を強要されることもある。また、健康を守るためには、安全で快適な妊娠出産をサポートする医療体制とヘルスケアにかかわる適切な情報提供体制が必要である。それだけでなく、生殖における個人のライフプランを叶えるためには、生殖に関する基礎的な知識、避妊法、生殖可能年齢や不妊に関する知識、性感染症とその予防法について、あらかじめ知っておく必要がある。そして、必要な相談、医療へのアクセスが十分に確保されることも必要である。また、知ってさえいればライフプラン通りの人生が送れるというものでは決してなく、産みたい人が欲しいだけの子どもを産む選択がしやすくなるような社会構造を実現し、産みたくない人が周囲の人たちや社会から産まないといけなような圧力をかけられたりすることがないようにならなくては いけない。

リプロダクティブヘルス／ライツを守るためには教育現場に求められる役割は多い。性や生殖にかかわることは、「家庭で学習すべきこと」という意見もあるが、家庭での学習の質は当然のことながら一定ではない。親の持っている知識が正しくなければ適切な教育は期待できないし、子どもへの関心度や性教育のモチベーションにもばらつきがある。また、家庭での教育がしっかりしているとは言えない家庭の子どものほうが若年から性的接触を始める傾向にある。生きていくのに必要なものである性教育を家庭に任せきりにはできず、学校という教育現場で健康を守るために必須となる知識と性や生殖にかかわることを自己決定する権利について教わる必要がある。」と述べている。

現代社会では、女性の社会進出や自立を求める女性が多くなっている。一生独身・シングルマザー・夫婦共働き・結婚しても子供は作らない・別居結婚などである。人生の選択肢として、多様化している社会だが、性に対する問題は個別化されており、必要な相談場所の指導や医療従事者との窓口・紹介等のシステムも必要になると考える。教育の場ばかりではなく社会の中に自由に性問題を語る場所が必要である

産婦人科医師の性教育の必要性を蓮尾豊先生は、

「人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを産むか産まな

いか、いつ産むかを定める自由を持つこと」のための性教育の必要性を「性解剖学・婦人病・生理・避妊・性感染症予防・妊娠の流れ・出産・性完成症」について、産婦人科医師が行うべきであると提唱している。又中学生からは「男女同じ教室で行うべきである」とし、男女が一緒に学ぶ必要性を「お互いの性について理解する必要がある」としている。

3、まとめ

「赤ちゃんポスト」の実態や人工中絶・性感染症時に梅毒の増加傾向の実態・八戸学院大学生のアンケート調査報告からも、青森県・日本の性教育は、青森県及び日本の性の問題の実態とそぐわない性教育内容に疑問を提示している。生きる上で、男女の性は人生の重要な要素であるにもかかわらず、文部科学省の性教育の指導方針は

「性教育を行う場合に、人間関係についての理解やコミュニケーション能力を前提とすべきであり、その理解の上に性教育が行われるべきものであって、安易に具体的な避妊方法の指導等に行うべきではないということについておおむね意見の一致を見た。」となっている。

現実には、学校における性教育を受けているにも関わらず性の問題はSNS／性暴力・性犯罪がおきている。「生きる力」を授業評価し、ヘスプロモーションを取り入れることで、自ら健康管理ができることを健康教育に取り入れている。が性教育には人間関係の理解とコミュニケーション能力を前提とすべきとしているが、一生生きる上での性（男性・女性）の解剖学的・妊娠・望まない妊娠予防・生理のメカニズム・性感染症予防などの理解がなくては自己の性生活管理がのぞめない。

日本は、欧州やユネスコが提唱する包括的性教育や、リプロダクティブヘルス／ライツ、欧州の総体的セクシュアリティ教育（HSE）」に至っていない。

「赤ちゃんポスト」が抱える、内密出産問題が話題になる理由は単に「法律」の問題だけでなく、一人で出産しなければならない状況や妊娠を隠しての生活・望まない妊娠を誰にも相談できずに不安を抱えていることである。

これらの問題解決に学校で包括的性教育やリプロダクティブヘルス／ライツや総体的セクシュアリティ教育（HSE）」のできる教育者・指導者は、豊富な知識と経験を持つ産婦人科医であることは疑いのないことである。特に中・高生男女が一教室で性教育を受けることで、女性の性問題や望まない妊娠・人工中絶・性感染症問題は男性の女性理解により、両性の話し合いと課題に向き合うことで中絶や性感染症問題は減る可能性がある。

又発達段階に個別性が見られることから、性問題の個別相談システム作りが必要である。婦人科医を中心とした体制を作ることで、未成年者の不安はもちろんのこと、今年度4月から18歳で成人となる男女の性問題も少なからず解決に向かうことができると信じている。

最後に2022年4月から18歳を成人とする法改正になり、成人として、つまり18歳で自己責任での結婚が可能になったのである。こうした現状からも早い包括的性教育を義務教育下で行うべきであると提唱し、一人でも多くの妊娠人工中絶者・赤ちゃんポストを利用せずに、喜びとともに祝福されるべき出産をし、性感染症にかからず（青森県で倍増している梅毒等県の問題意識も必要である）、性としての一生に対処していくべきである。又性同一性障害を含む・LGBT者への理解も性教育に含むことで、偏見からの変容が生まれる可能性がある。それは人として生まれた生命に対する尊厳でもある。一人でも辛く不安な人生を抱え、悲しい人生を歩んでは欲しくない。人間として選択肢ができる人生が必要である。人々の「人権」と「生命の尊厳」は、教育

の下で培われるからである。

4、最後に

マズローは、人としての5段階要求として、的欲求を基本的な第一次欲求として、食欲・性欲・排泄・睡眠・酸素等生きるための必要要求としている。性欲は食欲と同じレベルに含まれている。このように性欲は基本的要求の一つである。自己実現（第5段階の可能性追求）のために生理的要求が満たされることが重要である。日本における性教育ではなく、女性・男性の性として生きる一生ために、HSEの「個人の成長に向けて」のセクシュアリティ教育が必要である。

生殖における個人のライフプランを叶えるためには、生殖に関する基礎的な知識、避妊法、生殖可能年齢や不妊に関する知識、性感染症とその予防法は教育の中で重要であり、自己実現のためにも必要な教育といえる。性の個人の人生と成長に向けたセクシュアリティ教育は、産婦人科医師による教育と指導を早急に義務教育の中学校から進めるべきである。なぜなら2022年4月から18歳で結婚も自己決定できる大人としての性行動が求められるからである。

謝辞

この論文を書くにあたって蓮尾豊先生のクリニックでの統計が性教育にどうあるべきかの示唆を与えてくださいました。又卒業生野田幸世さんは、若者の性教育の実態を明らかにし、若年者の性感染症及び中絶問題を取り上げ、性教育の在り方に疑問を投げかけてくれました。お二人に心からの感謝を申し上げます。どうもありがとうございました。

引用文献・参考文献

- 1、宋美玄：「女医が教えるけれどいいのだ・妊娠・出産」、徳間社2013年6月
- 2、安達知子「性教育の原状と問題点」日本記者クラブ、2019年6月12日
- 3、文部科学省、ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」
- 4、蓮尾豊「性教育に関心がある大学生にしたいこと」2021年11月26日講義
- 5、青森県教育委員会「学校における性に関する教育の考え方進め方」H19,3月
- 6、東京都教育委員会「性教育の手引き」H31年3月
- 7、文部科学省「学校における性に関する指導について」H28
- 8、浅井治夫、わが国の性教育政策の分岐点と包括的性教育の展望—学習指導要領の問題点と国際スタンダードからの逸脱—2019年
- 9、ユネスコ、浅井 春夫、艮 香織、田代 美江子、福田 和子、渡辺 大輔
「国際セキュリティガイダンス」2020年
- 10、・浅井春夫・艮香織・鶴田敦子編
『性教』はなぜ必要なのだろう？—包括的性教育をすすめるための50のQ&A』大月書店、2018年
- 11、『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』第2版) 2010年
<https://en.unesco.org/news/urges-comprehensive-approach-sexuality-education>
- 12、熊本市要保護児童対策地域協議会
「こうのとりのゆりかご」第3期検証報告書 熊本市健康福祉極こども未来政策課H26年9月
- 13、野田幸世「日本の性教育について—アンケート結果から」八戸学院大学卒業研究演習 2020年

Summary

Necessary for the current situation in Japan for International technical guidance on sexuality education: an evidence-informed approach. Because, Student of compulsory education system have a sexual problem and sexually transmitted diseases in Japan.

An obstetrician and gynecologist is required as an academic advisor. and teacher. of sexual education,

明治期における青森県産業振興 Aomori Prefecture Industrial Promotion in the Meiji.

大沢 泉

I. はじめに

後発国日本は明治政府による富国強兵・殖産興業政策によって「上からの資本主義」が育成されていった。政治的には中央集権国家の形成と、経済的には近代工業の移植が急務とされた。近代工業の移植においては外来技術の導入とともに海外留学、外国人技師・教師の招聘（お雇い外国人）によって技術の改良、近代的諸制度の普及を図った。同時に明治政府は近代的労働者の創出のために士族層の解体、農民層の分解、職人層の再編を積極的にすすめた。

わが国の近代化過程において、現在の青森県の行政区域が形成されたのは明治 4(1871)年 9 月である。地方制度の制定とともに明治政府が推進した殖産興業政策のもとに、青森県においても明治 5(1872)年の陸奥国農会社の設立による三本木平(現、十和田市)の開発や斗南藩士広沢安任が国、県の助成を受けて開設した広沢牧場にみられるように、政府の助成、援助による産業振興が展開された。

また、産業振興とともに青森県においても地域の産業を担う人材育成として実業教育の普及も同時に展開された。青森県において実業教育が本格化したのは、全国的傾向と相まって明治 20 年代半ばからであり、青森県の場合は徒弟学校、補習学校を中心とする地域産業の近代化あるいは地域産業の定着に対応して設置されたものである。

本稿においては、明治期における青森県産業振興の展開過程の一端を概観する。

II. 青森県の産業振興

明治初期において、明治政府による青森県に対する産業振興はとりわけ荒蕪地開拓や牧畜に向けられ、土族授産の目的をもつものが大半であった(小岩信竹、高橋堅太郎、四宮俊之、工藤堯『青森県の百年』、山川出版、1987 年、p39)。

青森県は津軽、南部地域を問わず冷害、凶作が頻発し主要産業である農業に甚大な被害をもたらしてきた。明治初期だけでも明治 2、17、35、38、39 年と凶作の年が続き甚大な被害をもたらした(前掲、『青森県の百年』p2～3)。

とりわけ明治 2(1869)年は「津軽・南部とも凶作、特に南部地方は飢餓、七戸藩では秋田より種粃を移入し農民に交付」(宮崎道生、青森県企画部民生課編『青森県近代史年表』青森県、昭和 48 年、p20)という惨状であった。『青森県教育史続』では「実に東北地方はここ数年凶作が続いた。殊に明治二年は四、五月の頃から天候甚だ不順であり、盛夏土用中も冷氣霜雨の連日であった。八月には早くも霜降り稲作は皆無作となり畠作も殆ど無収穫という惨状を呈した」(前野喜代治『青森県教育史続』、みちのく双書第十四集、青森県文化財保護協会、昭和 36 年、p30)とある。

『青森県史』においても「第五大区北郡」(現、上北郡下北郡)の状況を次のように示している。「明治二已巳ノ凶歉五穀全ク登ラス土民當時田宅ヲ賈リ扱ハ馬ヲ食テ僅二餘喘ヲ存セリ」(青森県『青森県史』(八)、歴史図書社、昭和 46 年、p477)。

明治政府による殖産興業政策は全国的規模で展開されたが、東北地方に対しては新作物の奨励などが行われた。しかし、単作地帯である東北は近代産業の育成というより農・林・畜産、そし

て漁業にその力が注がれ、「農政の転換」がはかられ農業は青森県における主要産業として位置づけられた。

(1) 馬耕技術の改良

明治9(1876)年8月新川県(現、富山県)山田秀典が青森県令に任命され、明治12(1879)年山田は「農事改革ノ論達」をだし農産物の栽培技術の改善と農耕技術の普及につとめた(前掲、『青森県の百年』p39)。

山田県令は、青森県は古くから馬産地でありながら馬耕が行われていないことに対し、出身県である熊本では馬耕が行われていたことから、明治11年柳原敬作のほか7名の熟練者を呼びよせ農民に伝習させた(弘前市史編纂委員会『弘前市史 明治・大正・昭和編』、名著出版、昭和48年、p99)。明治11年秋までには馬耕教師が各郡に派遣され、伝習生の総数は573名、明治14(1881)年には800名に達した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』p99)。

(2) 荒蕪地開拓

荒蕪地開拓は幕末から南部地域においてさかんに行われており、明治期にいたっては明治5(1872)年8月三本木平開拓や養蚕、種芸の展開を目的とした陸奥国農会社が斗南藩士と八戸藩士太田広城らの助力によって設立され、大蔵省から起業資金として米1万8000石、資金12万6000円が交付された(前掲、『青森県近代史年表』、p33～34)。

(3) 牧場経営

洋式牧場として明治5年5月広沢安任(旧、斗南藩士)は太田広城らとともに2人の英国人、通訳のルセーと牧畜技術者のマキノンを協力者として谷地頭(現、三沢市)に広沢牧場を経営した(吉田谷夫「広沢牧場」、北東北産業技術遺産学会編『みちのくふるさとの産業遺産』、伊吉書院、平成13年、p79)。

広沢牧場「開牧初年」について『開牧五年記事』は次のように記している。「余陸奥の地に下り処を認て開業せしは明治五年五月廿七日を其始とすれども此に至れるの間経営に係れるは明治四年中余尚斗南県に奉職せし時、八戸県に大参事たる太田広城等と謀りて五県(弘前、八戸、黒石、七戸及び斗南也)合併して一県とすべき旨を献言す。幾もなくして六県合併となり(館県を加えて六県とす天下一般の合併より先なり)是に於て斗南の窮士托する所を得たり。此より友人相与に語り各其志に従て業を成んと約す。余は牧畜に従事する事に決心せり」(斗南 広沢安任『開牧五年記事』、p3)。

(4) 馬産

八戸地域では馬産が奨励されたが、「本県畜産の大宗たる産馬の業は本邦の驥北、南部馬の発祥地として往古より発達せるものにして蓋し古来天恵の良牧、馬政制度施設の完備、上下を挙げて之れに熱誠し自然環境共に具備したる結果にして吾南部産馬史は本県産業史の一頁を飾るのみならず本邦産馬史に陸離たる光彩を放ち古今吾邦種馬、軍馬、産業馬の最優駿の資源地として所謂南部馬の聲名天下に冠たるは偶然にあらざるなり」(青森県、『青森県の産業』、東北印刷合資会社、昭和4年、p73)とある。

明治初年「産馬事業」は全て県営であったが、明治12(1879)年南部三郡に「産馬維持協会」を設置し、主権を民間に移し県は管理業務を主とした(前掲、『青森県の産業』、p74)。明治17(1884)年6月には同協会は完全に民営となり、「南部三郡産馬取締規則」を發布して七戸、三本木、野辺地、田名部、八戸、三戸、五戸の7組に区別して、牡馬は必ず2歳の秋に組合市場で競売に付する事を規定した(前掲、『青森県の産業』、p74)。

明治 17 年 6 月「馬籍取締規則」、明治 18(1885)年「種牡馬取締規則」、明治 19 年「洋種馬貸下規則」、明治 22 年「産馬取締規則」の改正、明治 32(1899)年「津軽五郡馬匹改良奨励規則」などを発布して県ならびに組合は産馬の改良に努めた(前掲、『青森県の産業』、p74)。

「馬政組織制度の完備を期すると共に良種の輸入に努力し明治三年勸農寮の二頭、同五年広沢安任翁の英国馬牡馬、同十六年「ハンガリー」馬十六頭、同二十一年広沢弁二氏が牝牡二十五頭を米国より其他各組合にて競って洋馬を輸入し馬種の改良に全力を注げり」(前掲、『青森県の産業』、p74～75)とある。

(5) 漆工業

弘前周辺地域において展開された主な産業としては、製糸、漆産業などがあった。明治 11(1878)年に設立された興業社(弘前)では綿布生産が行われ、明治 13 年士族授産を目的として設立された盛蚕社(中津軽郡富田村)では養蚕、製糸業が行われた。漆産業では明治 13 年漆樹産会社が弘前に設立され、明治 16(1883)年に中津軽郡和徳村に発誠社が設立された(前掲、『青森県の百年』、p41)。

「漆工業」はもともと津軽藩の保護によって漆樹が増殖されるなど育成されていたが、明治維新後乱伐によって漆樹も減少し、従来県内で自給されていた漆液も他県から購入しなければならない状況であった。こうした状況に対し、県では「商人にすすめて資金を出資させ製造会社を設立させて漆器工業の振興を図ろうと目論んでいたが、斯業再興のいとぐちを開いたのは商人ではなくて士族であった」(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p289)。

明治 7(1874)年 3 月士族山田浩蔵らが漆器製造に着手し、明治 13 年 7 月結社人員士族 53 名によって合資会社漆器樹産会社を本町に設立した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p289～290)。明治 16(1883)年には結社人員 26 名による漆器製造所発誠社が和徳に設立された。

注目すべきことに、明治 39(1906)年 5 月西大工町に弘前漆工養成所が設立され、明治 40 年 6 月には青森県工業講習所(漆工科定員 10 名)が開設され、漆工の技術養成も組織化されていった(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p291)。

(6) 繊維業

明治 10 年代初期の「県内諸港の他県からの輸入品価格」中 4 ないし 5 割は衣料品関係によって占められていた(開拓使編「東北諸港報告書」、前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p282)。弘前地域の繊維産業を中心とする繊維工業が次第に活気をおびてきたのは明治 10 年代後半からである。青森県の織物業の大半を弘前が占めた(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p285)。

先に述べた興業社、盛蚕社が弘前における繊維工業発展の端緒であるが、この 2 社は士族授産によるものである。綿布製織を業とした興業社は士族 56 名によって設立され、養蚕・製糸業としての盛蚕社は士族 51 名によって設立された(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p282)。以後、武田機業所、白井織物所が設立されていくが、この時期における弘前地域における「成長産業」であった(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p285)。

特記すべきこととして、鹿内豊吉による足踏織機の発明により綿織物の生産技術が独自の仕方でも発展した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p285)。鹿内は明治 2 年弘前に生まれ、大工見習となって木工技術を習得し、明治 27(1894)年「当時弘前で一般的に使用されていた太糸綿糸に適した」足踏織機の試作に成功し明治 34(1901)年 12 月に特許を獲得した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p286)。その後改良が加えられ、博覧会や共進会にも出品され、東北、新潟方面にまで普及したとされる(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p286)。

弘前地域における織物業は「工場形態」というよりも、「賃織」が支配的であった。明治 37(1904)年における弘前市内の機業戸数は 238 戸、その内、機業家は 7 戸、231 戸は賃織業であった(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p287)。明治 41(1908)年においても、「工場」4、「家内工業」9、「賃織業」276 戸(織元 28)であり、また力織機 10 台を除く織機台数の使用状況においても、「工場」8 台「家内工業」54 台、「賃織業」447 台と賃織業の比重は圧倒的に高いとされている(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p287)。

弘前地域における明治期の綿織業は、農家副業的な家内生産を基礎とした問屋制家内工業の拡大によって発展した(前掲、『弘前市史 明治・大正・昭和編』、p288)。

(7) 養蚕業

養蚕業が比較的盛んであったのは南部地域である。しかし、繭から糸をとる製糸業はあまり発展しなかったとされている(伊藤尚人「養蚕と製糸」、北東北産業技術遺産学会編『みちのくふるさとの産業遺産』平成 13 年、伊吉書院、p108)。

『青森県の産業』によれば「分業的に蠶種製造の行われたる濫觴は南部地方に於ては明治三、四年の頃三戸地方に於て彼の横濱蠶種の製造を試みたるに始まり津軽地方に於ては明治七年の頃弘前藩士の授産事業として蠶種の製造を試みたるを其の起源とす、製絲業の濫觴は不明なれども三戸地方に産する胴取製絲は地方の特産にして之を京都に上せ名聲を博せしことありと言ふ、……維新後廃藩置縣の當時より之を藩士授産事業として奨励を加へ爾來種々の計劃を立て普及發達を企圖せりと雖も近來までは依然として向上發達の機運に向はざりしなり」(前掲、『青森県の産業』、p62)とある。

胴取製糸いわゆる胴繰製糸法は主に奥州地方において使用されたところから奥州流ともよばれた。その構造は、桐または楊のような軽い表面の滑らかな木で直径 5 寸、幅 2, 3 寸位の丸胴を作り、その径の中心に細い棒を貫き、これを高さ 7, 8 寸の枠台にかけたものである(八木明夫「製糸学」、地方史研究協議会編『日本産業史大系』1 総論篇、東京大学出版会、昭和 36 年、p238)。

繰糸方法は、最初に釜で繭を煮て、次にその繭の糸を集めて胴に巻き付け、それを左手で繅を施し右の手で手招きするように胴を打って回転させた(三谷徹『製絲學』中巻、明文堂、大正 7 年、p212)。これは胴を回して繰糸を行うので「招き取り」、「叩き取り」、「転ばせ取り」などともよばれた(前掲、八木明夫「製糸学」、p237)。胴繰りは宝暦(1751~1763 年)頃に、胴軸の車と手車を調紐(ベルト)で連結し、手車を回して繰糸を行う「奥州座繰」へ発展していった(日本学術振興会編『明治前日本機械技術史』、丸善、昭和 48 年、p35)。

青森県の養蚕は「其の自然的要素蠶桑の業に適するも其の發達頗る遅々たりし……晩近における經濟界の向上農業組織の改善を促し爲めに蠶業の如き農家副業として好適するものは逐年發達を來し昭和三年度に於ては桑園反別一千八百町歩、養蠶戸數五千百余戸、産繭額十三萬貫を超え蠶絲類總生産価額は百二十萬圓を超え農家の産業として重要な地位を占むるに至れり」(前掲、『青森県の産業』、p63)とある。

III. むすびにかえて—実業補習教育—

地域産業の発展に対し、初等、中等の実業教育機関として位置づけられる徒弟学校および補習学校は重要な人材育成の役割をになった。

補習学校は小学校教育の補習と簡易な方法で職業に必要な知識や技能を教育することを目的とし、尋常小学校卒業以上または学齡を過ぎた者を入学資格とした(大沢泉「産業教育」、北東北

産業技術遺産学会編『みちのくふるさとの産業遺産』p172)。

明治 26(1893)年の「実業補習学校規程」、明治 27 年の「徒弟学校規程」、「簡易農業学校規程」などの制定によって初等、中等の実業教育に関する法的枠組みが形成された。青森県においても実業補習教育が本格化したのは明治半ば以降である。

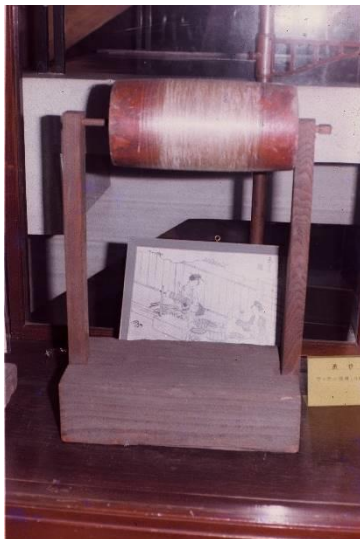
農業においては、明治 31(1898)年上北郡三本木村の製糸組合の一部を仮校舎にして開校した青森県農業学校や、工業においては、明治 40(1907)年弘前市本町の産業倶楽部に青森県工業補習学校が設立された(前掲、大沢泉「産業教育」、p172)。

商業教育については、商業都市であり土地振興の立場から青森に明治 35(1902)年、私立青森補習夜学校が設立された。新町小学校校舎の一部を借り受け夜間授業が開始された(大沢泉「明治期における商業教育政策に関する一考察—青森県を例として—」、『八戸大学紀要』第 19 号、1999 年 11 月 25 日、p52)。校名を市立青森商業補習学校と改称したのは明治 38(1905)年 4 月である。現在の県立青森商業高校の前身である(前掲、『青森県教育史続』p420)。

水産教育としては、明治 29 年(1896)8 月西津軽郡深浦村に深浦村立水産補習学校が設立された。男子生徒 34 人、女子 6 人、教員 2 人をもって開校した。日曜日に小学校の教室で、かん詰、魚油製造などの実習を重視した教育がなされた(前掲、大沢 泉「産業教育」、p175)。

また、明治 33(1900)年八戸湊小学校に湊村立水産補習科が設置され、簡易な学理と実技教育が実施された(前掲、『青森県教育史続』p423)。明治 33 年 4 月青森市長嶋に県立水産試験場が設置され、明治 43(1910)年 4 月には伝習部を八戸湊に設置し水産講習所と改称して水産教育を実施した。大正 13(1924)年に水産学校と改称し、現在の県立八戸水産高等学校として発展した(前掲、『青森県教育史続』p423)。

明治半ば以降に、地域の実情に応じて初等ならびに中等の実業教育が全国的に展開されたことは地域の近代化にも一定の役割を担った。



胴繰り
岡谷蚕糸博物館所蔵



奥州座繰
岡谷蚕糸博物館所蔵

持続可能な観光地域経営のための地域連携によるイベント結果と考察

井上 丹

1. はじめに

近年、観光による地域の活性化が注目されており、各地で様々な事業が実施されている。人口減少時代においては、短期的に観光入込客数の増加を目指すような企画だけではなく、長期的に観光客が訪問し続けるような企画が求められる。つまり観光振興による持続可能な地域経営を目指すには、観光による「交流人口」拡大から「関係人口」創出までを目的とした事業の構築を検討すべきである。また、持続的に観光振興事業を実施していくためには、観光事業関係者だけでなく地域住民と地域事業者全てが連携して事業を担っていく必要がある。

例えば、観光振興で代表的なものとして集客目的のイベントがあげられる。青森県観光情報サイトに掲載されているイベントでは、毎年定期的に開催される地域の祭りや、朝市のように毎週開催されるものが紹介されている。しかし、不定期で開催されているイベントや1回で終わるものも多い。また、青森県観光入込客統計を見ると、上記の定例で開催される祭りやイベントについては統計データが取られているが、不定期開催や単発のものについては統計情報が掲載されていない。イベントを継続して実施するためには来場者の調査とそれを担える運営体制の構築が必要と考えられる。

さらに、2020 年以降は新型コロナウイルス感染症により、県外への移動が制限されるなど観光に大きな影響が出ている。上記のような祭りやイベントは県外観光客も多く、2020 年から開催中止となっているものが多い。このような環境下では、県外観光客だけでなく、県内の観光客を中心としたマイクロツーリズムによる集客を考えていかなければならない。

本稿は、持続可能な観光振興のために、イベントを継続して実施するための企画運営方法の検討や、実際にイベントを定期的に開催して来場者のデータを取り、交流人口拡大から関係人口創出に向けた事業構築のための資料とすることを目的とする。

2. 方法

今回の実証事業では、青森県を代表する観光地として青森市浅虫地区を対象に、地域全体の利益を目的とし、地域住民と地域事業者が協働しながら持続可能な観光振興・地域経営を目指す企画や体制を検討する。

浅虫地区では毎年開催される浅虫温泉ねぶた祭りや花火大会といったイベントの他、これまで数々の企画が実施されてきた。その実施状況について関係者からヒアリングし、新たにイベントを企画する場合の体制づくりから始める。イベント実施においては地域の関係者や団体と連携したうえで開催し効果検証を行う。その際に他のイベント等と競合しないよう開催日程や場所を考慮し、県外観光客の増加だけでなく、県内の来訪者やリピーター、関係人口を増加させるための企画内容にして実施する。

3. 事業内容構築

浅虫地区には観光事業者を中心とした一般社団法人の「浅虫温泉観光協会」と、地域住民を中心とした団体の「浅虫まちづくり協議会」があり、これまでの観光振興企画について関係者へヒ

アリングした。先に述べたような祭りは地域事業者や団体はもちろん、行政機関や外部の民間企業とも連携して実行委員会を形成して継続されているようだ。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響によって2020年から中止となっている。他に、単年度もしくは1回で終わっている飲食系のイベントが多数実施されており、青森県内からの来場者を中心に集客面での成果があり、感染防止対策を行えば2020年以降でも実施されているという。継続していない背景には、イベントが委託事業であったり、補助金や助成金を活用していたり、地域事業者が主催でなかったりと、地域内ではなく外部への依存によって実施されていることが主な理由ということがわかった。

そこで今回は、飲食系のイベント内容として、実施主体は地域内の事業者や団体で行う方針で調整を進めた。その結果、道の駅からの協力を得られて、道の駅の駐車場を開催会場として使用することができた。また、地域内の飲食店や団体の協力も得られ、屋外で飲食店ブースを出店する形で実施することにした。そして、1回だけでの開催ではなく定期的な開催とするために、春から秋にかけて毎月最終日曜日に開催すると決めて、イベント名称を「あさむし月末マルシェ」として実施することにした。

4. 事業実施

あさむし月末マルシェは2021年5月30日、6月27日、7月25日、10月31日、11月28日の計5回開催した。当初予定していた8月と9月は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う道の駅の臨時休館などと重なり実施できなかった。当日は感染防止対策としてイベント会場には受付を設けて、来場者には検温と消毒に加え、来場登録として氏名、居住地域、連絡先を紙に記入するかスマートフォン等を使い二次元バーコードを読み取ってWeb上で入力するよう協力を求めた。飲食店等のテントは駐車場の両脇に設置し、感染防止対策から会場内での飲食ブースは設けず、テイクアウトのみの販売とした。開催の様子は下の図1～4の写真の通りである。



図1. 受付での来場登録の様子



図2. 会場内の様子



図3. 事務局での対応の様子



図4. 出店の様子

5. 事業成果と考察

(1) イベント規模と来場者数の推移

開催月日ごとの出店数と来場登録者数の一覧を表1に示す。初回となった5月は浅虫地区内の飲食店5店舗と道の駅から紹介された2店舗の合計7店舗の小規模で開催した。新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、各種調整に時間がかかり広報が遅れたこともあって、来場登録者数でみると231名の来場という結果であった。開始時刻の10時頃は客足が多く盛況感があったが、その後は来場者がまばらとなり閑散とする時間帯もあった。受付での来場登録作業は初回だったためカウントミスや抜け漏れ等があり、推定の来場者数は約300名と考えられる。

2回目の6月開催においては、初回での反省点や来場者調査結果を関係者と共有することで、会場のレイアウトを調整して出店数を増やすことにした。その際に、地域内の飲食店だけでは限界があるため、初回出店者に協力を依頼して仲間の飲食店を紹介してもらい、目的は浅虫地区の観光振興という点を理解したうえで参加してもらった。また、広報についても各飲食店に協力を依頼し、それぞれでSNS等のネットワークを活用してイベント告知を実施した。浅虫地域住民の参加促進のために掲示板や回覧板への掲載も行った。来場登録も2回目ということで、運営スタッフの対応に工夫が見られ、スムーズに受け入れられていた。このような改善が功を奏し、来場登録者数では初回の3倍以上となる737名となった。開催時間の10時から14時まで途切れることなく来客があり会場は常に盛況感があった。13時頃には完売となる店舗もあった。

3回目となる7月は、学校が夏休み期間に入っていることもあり、家族連れの来客で賑わっていた。3カ月連続で開催したことにより、地域内では定着してきた様子が伺え、地元メディアの取材を受けるなど相乗効果が出始めた。一方で、暑い季節だったため、かき氷を提供する店舗が複数あったが、会場での飲食スペースがないため、路上で飲食する姿が多く見られ、コロナ禍では不衛生というクレームが届いたり、駐車場が満車となり無断駐車の問題が生じたりした。また、新規出店を望む問い合わせが多数あり、受け入れるには会場を拡大する必要が出てきた。道の駅と何度か協議を重ね、近隣の飲食店の協力も得ることで、4回目は規模を拡大しての実施を計画した。しかし、2021年8月下旬から新型コロナウイルスの感染拡大が顕著となり、道の駅の臨時休館などもあって8月と9月は中止となった。

仕切り直しとなった10月の4回目は、当初計画していた通りに規模を拡大し、出店数は29店舗となった。飲食店を増やすと会場内で競合してしまうことから、今回は主にクラフト店舗の増加によって新たな顧客層の来場を狙った。しかし、これまで定期開催していたイベントが2か月間開催できなかったこともあってか、客足は伸びず、来場登録者数は582名にとどまった。また、規模を拡大したことで運営側のスタッフの手が回らず、出店者側から不満の声が上がり、次回からは当初の規模に戻すことにした。

最後の開催となった11月28日は、青森市内では降雪があり得る寒い時期での開催となり、天候が心配されたが、晴れて気温も比較的高めで、来場登録者数は2回目の水準まで戻った。地域内の薪ストーブ店の協力を得て会場の数か所で焚火を実施し、飲食店は温かいものを中心に販売するなど工夫が見られ、来場者は満足している様子だった。また、11月は新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いていたこともあり、観光協会の協力を得て、浅虫地区の旅館やホテルに宿泊している観光客に対してマルシェのチラシを配布したり、青森県営浅虫水族館の協力を得て水族館内にもチラシを設置したりした。

表 1. 開催月日ごとの出店数と来場登録者数

開催月日	5 月 30 日	6 月 27 日	7 月 25 日	10 月 31 日	11 月 28 日
出店数	7	13	13	29	17
来場登録者数	231	737	809	582	735

(2) 来場者の居住地別分析

次に表 2 は、開催月日ごとの来場者の居住地の割合を調べた結果である。今回の居住地は浅虫からの距離をもとに、浅虫地区内、浅虫を除いた青森市内または平内町（車で約 30 分圏内）、青森市と平内町を除いた津軽地域、上北地域（ともに車で約 1～2 時間圏内）、三八地域、下北地域（ともに車で約 2 時間以上）、そして青森県外という 7 分類にした。

5 回の開催すべてで最も多い居住地は青森市内または平内町という結果となったことから、今回のイベントはマイクロツーリズムという形で近隣地域からの集客が中心であることがわかる。2, 3 回目は津軽地域や上北地域の割合が高いことから、車で 2 時間以内の地域からの来場も増加することがわかった。新型コロナウイルスの感染が落ち着いていた 10, 11 月は県外の来場者が増えている。とりわけ宿泊施設や観光施設に積極的に広報した 11 月は割合が高い。

表 2. 開催月日ごとの居住地別来場者割合

来場者の居住地	5 月 30 日	6 月 27 日	7 月 25 日	10 月 31 日	11 月 28 日
浅虫地区内	7.5%	7.3%	4.5%	10.2%	8.0%
青森市(浅虫除く)・平内町	74.5%	63.4%	65.6%	59.1%	54.0%
津軽地域(青森市・平内町除く)	6.6%	14.3%	14.0%	7.5%	14.1%
上北地域	1.9%	5.8%	7.0%	7.5%	5.4%
下北地域	0.0%	1.2%	2.0%	3.9%	2.2%
三八地域	4.7%	3.4%	1.4%	3.9%	6.4%
県外(その他含む)	4.7%	4.6%	5.6%	7.9%	9.9%

(3) リピート率

本事業では観光振興イベントの実施による交流人口拡大だけでなく、長期的に何度も地域を訪れる関係人口創出を目的としている。その際に重要になるのが、観光客のリピート率である。今回の調査では、来場者に何回目の訪問かを聞くことはできなかったため、来場登録データをもとにしてリピート率を算出した。その結果が表 3 となる。5 回全体でのリピート率は 4.4% となったことから、今回のイベントは大部分が新規集客であったことがわかる。定期開催しても毎回新規顧客を獲得できたことは成果としていえるが、課題として一度来場した顧客のリピートにはつながっていないと言える。なぜリピートにつながらなかったのか今回の調査だけではわからないが、例えば「たまたま立ち寄ったらイベントが開催されていた」という来場者が考えられるし、「試しに一度行ってみた」という理由も考えられる。反省として、今回は定期的に開催することだけを目的としてしまったため、毎回何か異なる企画内容を実施することや、出店者にリピーター獲得のための協力を依頼しなかったことがあげられる。次年度以降の課題としたい。

居住地域別でみると、地元地域の浅虫地区内はリピート率が最も高いが、遠方になるにつれて

低くなる。ただ、津軽地域と上北地域は、距離的には同じだがリピート率に違いがみられる。この背景として考えられることは、上北地域は青森市内や津軽方面へ出かける際に浅虫に立ち寄っている可能性が高いが、津軽地域から県の東側へ行く観光客が少なく、浅虫まで行くという目的がなければマルシェに集客することが難しいと想定される。今後は浅虫地区だけではなく、周辺市町村と連携した企画や、マルシェだけでなく長時間浅虫で滞在できるような企画との組み合わせなどが課題と言える。

表 3. 全 5 回の来場者の居住地別リピート率

来場者の居住地	リピート件数	来場登録件数	リピート率
浅虫地区内	14	99	14.1%
青森市(浅虫除く)・平内町	40	841	4.8%
津軽地域(青森市・平内町除く)	1	167	0.6%
上北地域	4	82	4.9%
下北地域	1	28	3.6%
三八地域	0	51	0.0%
県外(その他含む)	0	91	0.0%
空白	0	13	0.0%
全体	60	1372	4.4%

6. おわりに

本稿は、持続可能な観光振興のために、イベントを継続して実施するための企画運営方法を検討した結果、地域内の事業者や団体で連携して実施することで継続できることがわかった。今回のあさむし月末マルシェに出店した飲食店においては、地域内の事業者はほぼ毎回出店していたし、2,3 回目から出店した地域外の事業者も他のイベントと重ならなければ基本的に参加していたことから、事業実施側としては関係人口創出につながったと言える。

また、イベントを定期的に行き来場者のデータを取ることで、交流人口拡大から関係人口創出に向けた可能性を調査した。イベント実施によって交流人口が拡大することは明らかになったが、来場者のリピート率が低かったことから、頻繁に訪問するような関係人口となるには今後のイベント内容の工夫が必要である。ただし、来場者の居住地を調べたところ、県内の集客が中心であったことから、コロナ禍においても集客できることや今後も訪問する可能性は高いと言える。次年度以降も継続開催して経年での分析を実施したい。

謝辞

本事業は、令和 3 年度青森学術文化振興財団の助成を受けたものである。

参考文献・資料

1. 井上丹, 2019, 八戸学院大学紀要第 60 号, 「持続可能な観光地域経営のための関係人口創出に向けた活動——地域資源を組み合わせた観光企画による交流拡大から——」

2. 井上丹, 2020, 八戸学院大学紀要第 62 号, 「持続可能な観光地域経営のための関係人口創出に向けた活動——地域資源を活用したアウトドア観光企画の可能性——」
3. 青森県・公益社団法人青森県観光連盟, 「青森県観光情報サイト」, <https://aomori-tourism.com/>, (参照 2022-02-14)
4. 青森県, 令和 2 年青森県観光入込客統計, <https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kokusai/kanko/files/R2nenpou.pdf>, (参照 2022-02-14)

明治 5 (1872) 年の独和辞典 —八戸学院図書館旧蔵 『孝和袖珍字書』 覚え書き—

小 澤 昭 夫

目次

1. はじめに
2. 日本で最初の独和辞典
3. japanesisch と japanisch
4. 東京は Tokei
5. 『孝和袖珍字書』と『和譯獨逸辞典』の編者、出版元など
6. 訳語と語義について
7. 結びにかえて

1. はじめに

『孝和袖珍字書』という辞典がある。出版は明治 5 (1872) 年である。ただし、手元にあるのは三修社による 1981 年の復刻版である。

この辞典の和文のタイトルページには、縦に三行に分けて「明治壬申仲秋新鐫」「孝和袖珍字書」「東京 學半社蔵」と書かれている。また欧文のタイトルページには次のように記されている。なお、引用文の中の改行は「 / 」で示すことにする。(図 1、2 参照)

Deutsch-Japanesisches / Taschenwörterbuch / zum Gebrauche / Der deutsch lernenden
japanesischen / Jugend wie der, der japanesischen / Schrift und Sprache / Kundigen. /
verfaßt von / S. Oda, S. Fudjii, Iu. Sakurai. / Tokei / Gedruckt / in der Kurata
Buchdruckerei, im 5^{ten} Jahre Meidji. / 1872.

つまりこれは"Deutsch-Japanesisches Taschenwörterbuch"とあるように、歴とした独和辞典であり、上に引用したドイツ語の原文はドイツ文字の活字体によるものである。それにしても、「孝和」の「孝」、japanesisch、Tokei などの表記に興味を覚えるのは筆者だけではあるまい。これらの点について調べてみたところを、以下に書き留めておきたい。

2. 日本で最初の独和辞典

明治 5 (1872) 年は、日本で最初の独和辞典が出版された年である。この年に出版された独和辞典がもう一冊手元にある。『和譯獨逸辞典』という。ただし、これも 1981 年の三修社による復刻版である。タイトルページには「明治五壬申歳／孟冬新鐫／和譯獨逸辞典／春風社合著」と崩し字で書かれている¹⁾。ドイツ語のタイトルは次の通りである。(図 3、4 参照)

Handwörterbuch / der / Deutschen Sprache / für / Japaner / Nebst gebräuchlichsten
Fremdwörtern, Mit / einem Verzeichnisse der Unregelmässigen / Zeitwörter. /
Zum Gebrauch fuer alle / Staende. / Erste Stereotyp-Ausgabe / Tokei / Verlag von
Kwankorio / Funftes Jahr Meidchi.

明治 5 年には更にもう一冊の独和辞典『袖珍孝語訳囊』（「珍」は「珍」の異体字）が長崎で出版されているが、こちらは未見である。田中梅吉『日独言語文化交流史』にこの辞典のタイト

ルページの写真版が掲載されているので²⁾、そのドイツ語を書き写すと次の通りである。

DEUTSCH-JAPANISCHES / TASCHENWORTERBUCH. / ZUM GEBRAUCHE /
für / SCHULER, KUNSTLER, REISENDE / UND AUSWANDERER. / ERSTE
DRUCK. / NAGASAKI: / FUNFTE JAHR MEIDI.

この書名では、für 一上記の 2 行目の先頭に見える一だけが小文字で、他の語には大文字が使われているが、変母音を示す符号「¨」はない。因みに、"*ERSTE* DRUCK"と"*FUNFTE* JAHR"は筆者の転記ミスではない。

これら三種の辞典の出版時期を見ると、『孝和袖珍字書』仲秋（陰暦 8 月）、『袖珍孝語訳囊』9 月³⁾、『和譯獨逸辞典』孟冬（陰暦 10 月）で、相前後して刊行されていたわけである。

さて書名に現れる「孝和」「孝語」の「孝」である。

外国語の辞書の場合、「羅和」「英和」「独和」「仏和」「伊和」「露和」の如く、「和」の前には言語名（あるいは国名）がつくのが一般的と思われるが、この「孝和」「孝語」の「孝」とは何か。

この疑問は、鈴木重貞『ドイツ語の伝来—日本独逸学史研究—』の記述によって氷解した。

「孝和の孝は、孝漏生^{フワ}の孝であり、ドイツ帝国成立直後であったから、プロシアとドイツは混同して用いられた」（87 頁）

オイレンブルク伯(Friedrich Graf zu Eulenburg)を首班とするプロイセンの東洋遠征艦隊が初めて日本を訪れ、幕府がプロイセンと修好通商条約を締結したのは、万延元年 12 月 14 日（西洋暦 1861 年 1 月 24 日）のことである。

鈴木（同書 44 頁）によれば、この条約の第二十一条には

「孝漏生^{プロイセン}国のデプロマチーキアгент及びコンシュライル吏人より日本司人にいたす公事の書通は、独逸語を以て書すべし尤此条約施行の時より五箇年の間は日本語又は和蘭語の訳文を添ゆべし」

とあり、今までの外交用語はオランダ語であったが、日本側は 5 年後に備えてドイツ語学習の必要に迫られていたとのことである。

前述のように、『孝和袖珍字書』の刊行は 1872 年であり、この間にプロイセンは普墺戦争(1866 年)、普仏戦争(1870-71)に勝利し、プロイセンを盟主としてドイツ帝国が成立(1871 年)していたのである。

プロイセンまたはプロシアは、「普魯西」と書かれることが多いようであるが（『日本国語大辞典』など多数）、この他に「孝漏生」、「孝魯士」、「孝露西」などと宛字されたとのことである⁴⁾。

インターネットで「袖珍字書」を検索してみると、この『孝和袖珍字書』がヒットするのだが、その読み方には、「fuwa shūchin jisho」（早稲田大学図書館）の他、「ボツワシュウチンジシヨ」（東京外国語大学附属図書館 OPAC）、「ハイワシュウチンジシヨ」（国会図書館デジタルコレクション）、「はいわしゅうちんじしよ」（名古屋市の某古書店）などが見られる。

宛字であれば詮無きことではあるが、諸橋『大漢和辞典』によれば「孝」（3 巻 824-5 頁、子部四画）の音は、

㊦ ヒ ㊧ ハイ/ バイ ㊨ ホツ/ ボチ ㊩ フツ/ フチ ㊪ ボツ

である。「ボツワ」「はいわ」という読み方はこの音に従ったものと推測される。

田中梅吉『日独言語文化交流史』には、「明治 2 年（11 月 11 日）—明治 3 年（11 月 20 日）」

の出来事の一つとして「長崎市外務課の帳簿は、本年から『孝』字を『獨』字に改める」(482 頁)と記されている。この事項は、当該期間の末尾に現れるので、「本年」は明治 3 年のこととなるが、『孝和袖珍字書』刊行の 2 年前には既に「孝」を「獨」に改めるような動きもあったわけである。

3. japanesisch と japanisch

japanesisch が japanisch と同じであることは、容易に推測できる。比較的新しい辞書にこの語が取り上げられることはまずないと思われるが、相良守峯編『大独和辞典』(博友社)には、Japaner に続いて次のように記されている。

Japaner m. -s, -, 日本人.

Japanese † m. -n, -n, 同上.

japanesisch † a. → japanisch.

「†」の記号が示すように、Japanese も japanesisch も「古語」の扱いである。

また『独和大辞典』(小学館)には、

Japanese 男 -n / -n = Japaner

が見られるが、Japanese の左肩には「今日まれになった語句・意味」を示す記号▽が付されている。

『孝和袖珍字書』では、japanesisch が書名の他に、ドイツ語序文の中に二度現れ(eines "deutsch=japanesischen Wörterbuches", der japanesischen Schrift)、辞書の部の先頭ページにも用いられている(Deutsch und Japanesisch.)。(原文はいずれも亀の子文字)。

すでに見たように『袖珍字語訳囊』のドイツ語タイトルは"DEUTSCH-JAPANISCHES TASCHENWORTERBUCH"で、ここにはjapanischが使われている。

また、『和譯獨逸辞典』には DR. SCHIBA—「一代の天才とうたわれた司馬凌海」⁵⁾である—によるドイツ語の序文が付されているが、その中には japanisch が三例見える。いずれも "deutsch-japanisch" の形である (an einem deutsch-japanischen Wörterbuche, eines deutsch-japanischen Wörterbuches, ein deutsch-japanisches Wörterbuch)。

したがって、明治 5 年当時には、その頻度はともかく、japanesisch と japanisch のどちらも用いられていたことがわかるが、鈴木の記事「japanisch を当時 japanesisch とも言っていた」(87 頁)に付け加えるべきものはない。

4. 東京は Tokei

『孝和袖珍字書』の和文のタイトルページを見ると「東京 學半社蔵」とあるにも拘わらず、迂闊にもドイツ文のタイトルページに現れる Tokei がすぐには Tokyo と結びつかなかった。

『日本史年表第四版』によると、江戸が東京と改称されたのは、陰暦の 1868 年 7 月 17 日のことである⁶⁾。『日本国語大辞典』には、「東京とうけい」は「東京(とうきょう)の古称。明治初期・中期に用いた」とある。

『孝和袖珍字書』と『和譯獨逸辞典』の刊行は明治 5 (1872) 年で、これは明治初期にあたる可言えよう。Tokei はローマ字で書かれたが故に、東京が「とうけい」と呼ばれていたことを示す証拠でもある。

『和譯獨逸辞典』では、タイトルページに TOKEI が見えるのに加え、司馬凌海による序文の

末尾に記されているのもまた Tokei である。"Tokei, im Herbst / funftes (ママ) Jahr Meidchi. / (1872.) / DR. SCHIBA."

5. 『孝和袖珍字書』『和譯獨逸辞典』の編者、出版元など

まず『孝和袖珍字書』である。

タイトルページに記された編者 "S. Oda, S. Fudjii, Iu. Sakurai" は、小田條次郎、藤井三郎、櫻井勇作で、筆頭の小田は、「開成所人名録」(慶応二年六月十五日改)に「獨逸學世話心得 小田條次郎」と出ている当人とみられている⁷⁾。

"Kurata Buchdruckerei"「蔵田印刷所」とは、幕末から明治の初めに英学書を出版した蔵田屋清右衛門のことで、鈴木によれば「ドイツ文字の活字は、オランダ政府献上のものを文部省から借用したのではないかと想像される」とのことである⁸⁾。

同書の出版元は、巻末に「書肆／東京」と二行に書かれた下に、右から順に「日本橋元四日市／長岡屋新助」「神田柳原／高木和助」「日本橋通十軒店／鈴木喜右衛門」とある。

独文の序の次に 3 頁の「Erklärung der Abkürzungen / 略語之表」があるが、この表では、亀の子文字 (Fraktur) のドイツ語とこれに対応するラテン文字の英語が併記されている。(表 1 参照)

この表から品詞などの用語を抜き出すと次の通りである。ここでは便宜上、亀の子文字を斜体で示すことにする。

- a. = adjective, *Beiwort*. 形容辞
- ad. = adverb, *Umstandswort*. 副辞
- art. = article, *Geschlechtswort*. 冠辞
- c. = conjunctuon, *Bindewort*. 接続辞
- f. = feminine gender, *weibliches Hauptwort*. 女性名辞
- i. = interjection, *Empfindungs-, Ausrufswort*. 嘆息辞
- m. = masculine gender, *männliches Hauptwort*. 男性名辞
- n. = neuter gender, *sächliches Hauptwort*. 中性名辞
- p. = participle, *Mittelwort*. 分辞
- pl. = plural number, *Mehrzahl*. 複数
- pn. = pronoun, *Fürwort*. 代名辞
- pr. = proposition, *Vorwort*. 前置辞
- v. a. = verb active, *transitives Zeitwort*. 他動辞
- v. imp. = verb impersonal, *unpersönliches Zeitwort*. 非人動辞
- v. n. = verb neuter, *intransitives Zeitwort*. 自動辞
- v. r. = verb reflective, *rückbezügliches Zeitwort*. 再帰動辞

これらは、「嘆息辞」と「非人動辞」を別にすれば、末尾の「辞」を「詞」に入れ替えるとそのまま現行の文法用語となる。

次に『和譯獨逸辞典』について。

独文タイトルページに見える発行所 "VERLAG VON KWANKORIO" の KWANKORIO は「勸工寮」で、「長崎の活版伝習所で活版の技術を習得した者が、一部分製鉄所と共に文部省に附属し、のち東京に移って勸工寮活版所となった」とのことである⁹⁾。

編者は、巻末の跋文（日本文）によると河村之昌、澤田勝伯、明石文、明石朝幹の四人であるが、司馬凌海の序文では "A. Akaschi, T. Akaschi und U. Kawamura" で何故か澤田の名が漏れている。

この辞典では、見出し語はラテン字体の横書きで、語義の日本語の方は「Universität, f. 大学」の如く縦書きを横に 90 度倒した形である。（図 5 参照）

巻末に「略語表」が付いている。試しに前述の『享和袖珍字書』の文法用語と比べてみると、こちらには「辞」ではなく「詞」が使われているが、「複称」、「前詞」、「能動詞」、「無人動詞」、「中性動詞」、「復帰動詞」など見慣れないものもある。

a. 形様 (ママ) 詞、ad. 副詞、art. 冠詞、conj. 接続詞、f. 女性名詞、
int. 感働 (ママ) 詞、m. 男性名詞、n. 中性名詞、num. 数詞、pl. 複称、
prep. 前詞、pron. 代名詞、va. 能動詞、vimp. 無人動詞、vn. 中性動詞、
vr. 復帰働 (ママ) 詞

「中性動詞」は、ここでは「自動詞」と同義であろう。

ところで、中性動詞についてだが、『研究社新英和大辞典第 4 版』の見出し語 "v. n." の項には、文法用語としてこの語が出ている：「v. n. 《略》verb neuter [文法] 中性動詞, 自動詞」。また、中性動詞は『言語学大辞典』（三省堂）の見出し語にもなっているが、その項目の冒頭に「ミクロネシア諸語の動詞のタイプの一つ」¹⁰⁾と記されている。従って、『和譯獨逸辞典』でいうところの「中性動詞」との関連はまず無いと思われる。

6. 訳語と語義について

『享和袖珍字書』が出版された明治 5 年といえ、9 月に新橋・横浜間に鉄道が開業している。また前年の明治 4 年には郵便事業が創業され、翌 5 年には郵便制度が全国的に実施されている¹¹⁾。

西洋のドイツにはあっても、その頃までの日本には存在しなかった技術や制度に、この辞書がどんな訳語あるいは語義を与えているか、鉄道と郵便について幾つか具体的に見ておこう。

まずは鉄道である。

鉄道は「Eisenbahn, f テツダウ鉄道」であり、これに関連する施設、車両などは次のように記されている。右に示すのは、現代の独和辞典に一般的に見られる訳語である。

Bahnhof, m.	ヤクショ (同上 [= 鐵道] ノ)	駅, 停車場; 駅舎
Bahnwärter, m.	テツダウノバンニン (車ヲ送迎スル為ノ)	線路巡回員, 軌道係; 踏切警手
Eisenbahnwagen, m.	オカジョウキ火輪車	鉄道車両
Lokomotive, f.	ジヤウキシヤ蒸氣車	機関車
Tender, m.	アンナイブ子導船。蒸氣車ノ水石炭ヲ入レ置クモノ [鐵道] 炭水車 [海語] (石炭・水・食糧などの) 補給船	

次に郵便関係である。現代の独和辞典のひとつ『新アポロン独和辞典』同学社、2007 年第 8 版 1 刷一で Post を引くと、

「①郵便[制度] ②郵便局 (= *Postamt*) ③郵便[物], 手紙, 便り ④ (昔の:) 郵便馬車」のように記されている。

『享和袖珍字書』では、この "Post, n." に「シメダカ総計。ヒキヤクヤ飛脚屋。タヨリ便」の訳語を当てている。Post のつく語においては、Post がほぼ「飛脚」と訳されている。

Postamt, n.	ヒキヤク役所	Postkutsche, f.	ヒキヤク車
-------------	--------	-----------------	-------

Postbeamter, m. 全上ノ役人

Postmeister, m. ヒキヤク役所ノ頭取

Postgeld, n. ヒキヤクチン

Postschiff, n. ヒキヤク船

Posthorn, n. ヒキヤクノ持テ居ルツパ

Postwagen, m. ヒキヤクノ荷車

「郵便制度、郵便業務、郵便事業」を意味する"Postwesen, n."は「ヒキヤク所ノ掟」であり、「郵便料金」を意味する"Porto, n."も「ヒキヤクチン 飛脚賃」である。

鉄道、郵便以外の分野にも目を向けておこう。

「哲学」という語は、明治時代の哲学者西周（にしあまね）（1829-1897）によって英語の＜フイロソフィー philosophy＞の訳語として作られたものだが¹²⁾、この辞典では、現行の「哲学」「哲学者」には「Philosophie, f. リガク」「Philosoph, m. リガクシヤ 理學者」の訳語が当てられ、動詞 philosophieren は「Philosophieren, v.n. キウリスル 究理」である。

因みに、『和譯獨逸辞典』では、それぞれ「Philosophie, f. 聖學、理學」「Philosoph, m. 聖人、理學者」「Philosophieren, vn. 物理ヲ説ク」と記されている。

「原子」「化学」「物理学」のような語が定着したのはいつ頃なのか寡聞にして知らないが、『亨和袖珍字書』と『和譯獨逸辞典』の訳語を左／右に並べてみると、次の通りである。

Atom, n. ビサイノブンシ 微細分子 / 極微ノ分子

Chemie, f. ブンセキジュツ 分析術 / 舍密術

Physik, f. キウリガク 窮理學 / 窮理學

右上の「舍密術」の舍密は、「セイミ」と読み、オランダ語の chemie に対する当て字¹³⁾とのことで、『広辞苑』では「セイミ【chemie オランダ・舍密】江戸後期から明治初期にかけての『化学』の呼称。舍密術。」と解説されている。

7. 結びにかえて

前述のように、手元にある『亨和袖珍字書』と『和譯獨逸辞典』は、両書の完成からほぼ 100 年後の 1981 年に三修社から刊行された復刻版である。

今から数えると、両辞典の出版は実に 150 年も前のことである。その当時にこのような独和辞典を編纂できた著者たちの語学力には感服せざるを得ない。記された訳語や語義説明を、現代の独和辞典の訳語や語義と読み比べてみると、当時の編集者たちの苦心の跡が随所に窺われ、興味は尽きない。

小論の表題に「八戸学院図書館旧蔵」とあるように、この『亨和袖珍字書』は、『和譯獨逸辞典』と共に、もともとは同図書館の蔵書であった。その後、両書とも蔵書整理によって登録を抹消され、旧名称の「八戸大学附属図書館」と登録年月日には「消印」が押されている。

これらは、某年秋の学園祭の折に、図書館主催の古本市で偶然に見つけたもので、今は筆者の研究室の書棚に収まっている。

図1 『字和袖珍字書』タイトルページ

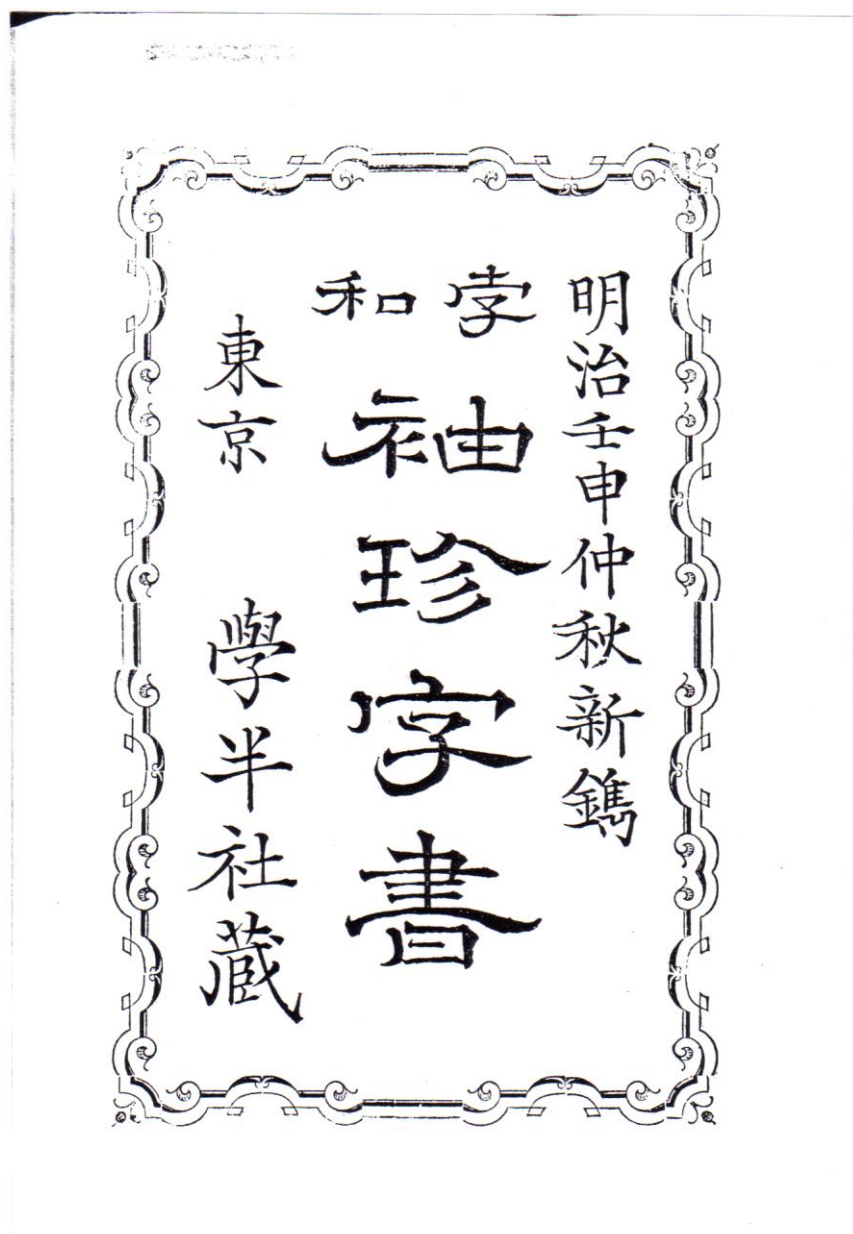


図 2 『亭和袖珍字書』ドイツ語タイトルページ

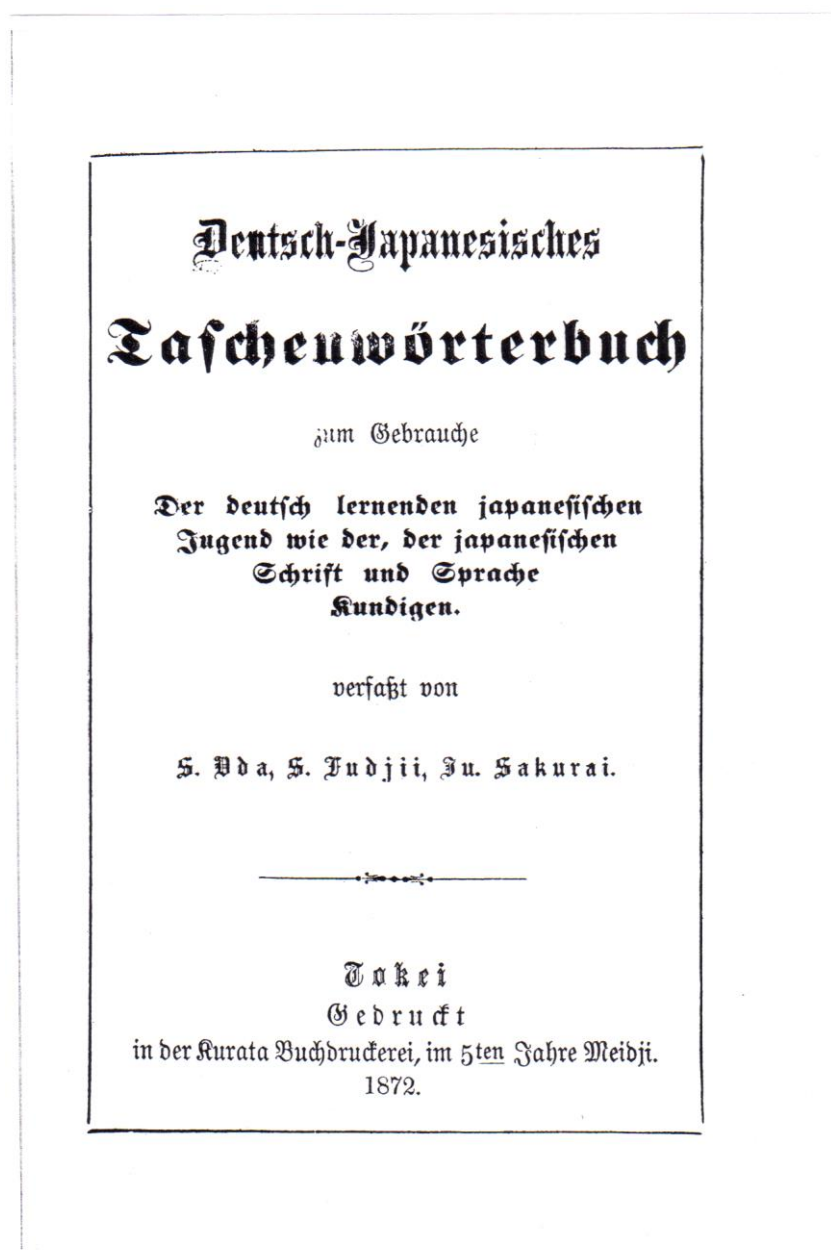


図3 『和譯獨逸辞典』タイトルページ

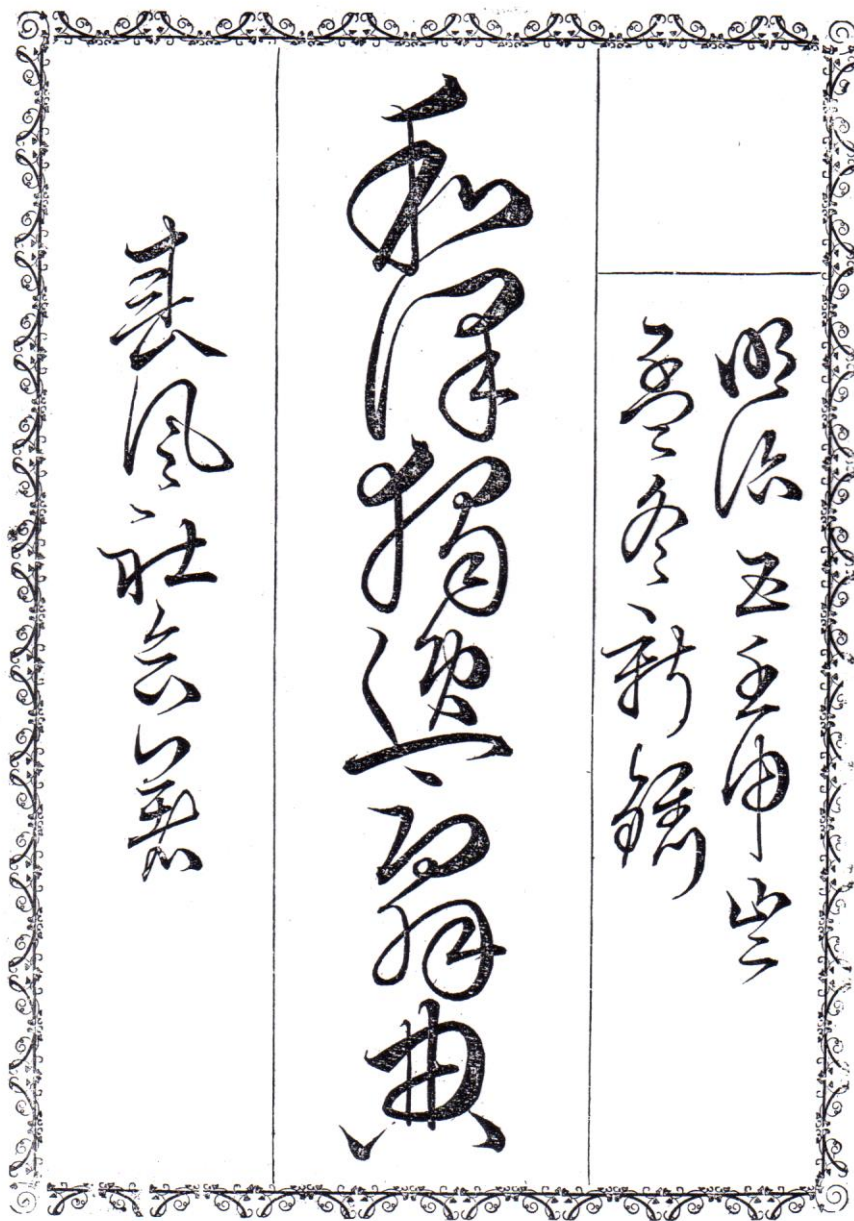


図 4 『和譯獨逸辞典』 ドイツ語タイトルページ



図 5 『和譯獨逸辞典』 辞典本文の先頭頁

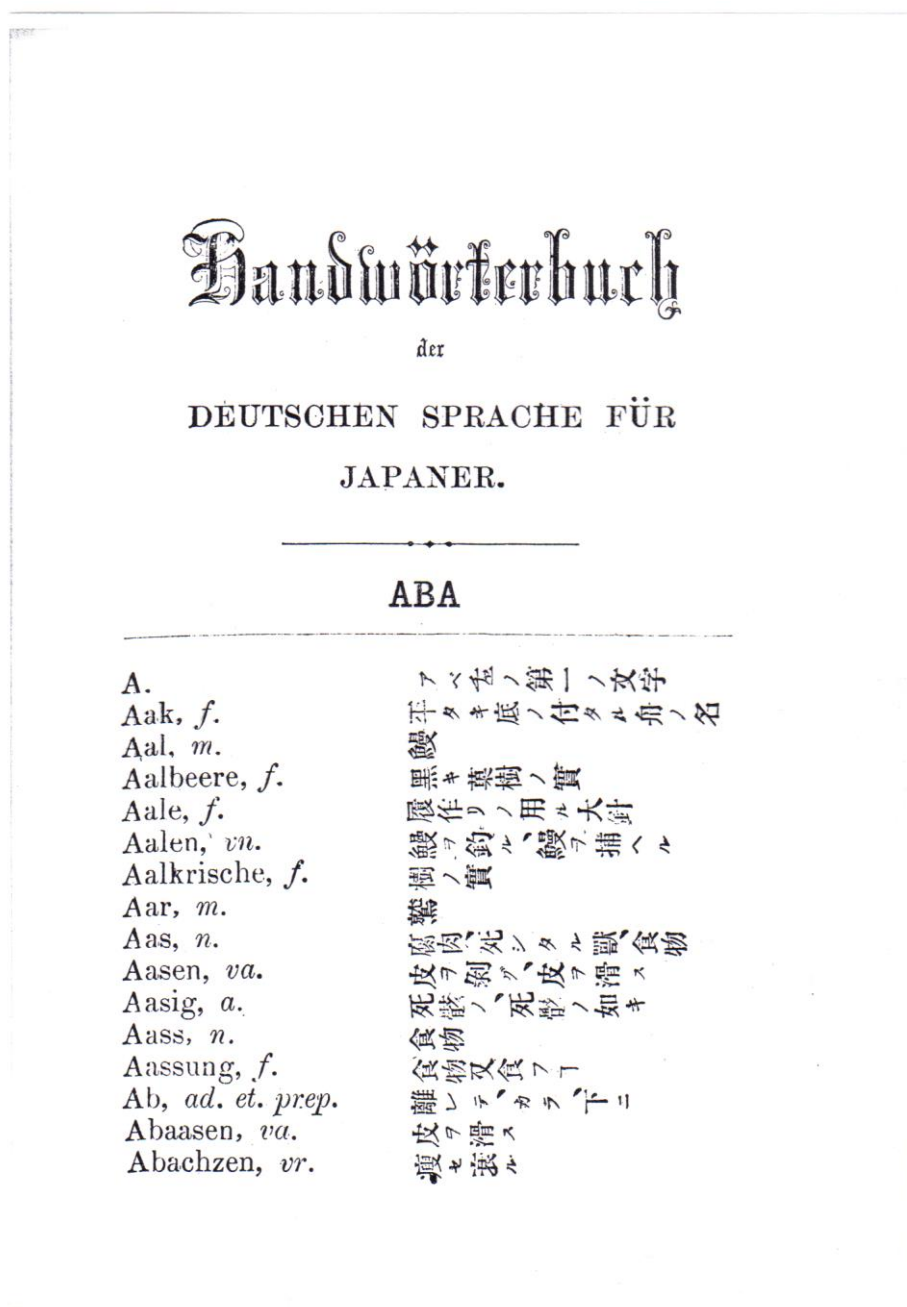


表 1 『李和袖珍字書』の「Erklärung der Abkürzungen. / 略語之表」

注：便宜上、ドイツ語の亀の子文字はラテン文字の斜体に、漢字は新字体に変えてある。

a. = adjective, <i>Beiwort.</i>	形容辞
ad. = adverb, <i>Umstandswort.</i>	副辞
am. = Americanism, <i>amerikanischer Ausdruck.</i>	亜墨利加語
ar. = arithmetic, <i>Rechenkunst.</i>	算術ノ語
art. = article, <i>Geschlechtswort.</i>	冠辞
bibl. = biblically, <i>Bibelausdruck.</i>	経典ノ語
c. = conjunction, <i>Bindewort.</i>	接続辞
cant. = cant term, <i>Zunft=oder Gaunerausdruck.</i>	賞美ノ詞
chem. = chemistry, <i>Chemie.</i>	分析家ノ語
com. = commerce, <i>Handel.</i>	商法ノ語
f. = feminine gender, <i>weibliches Hauptwort.</i>	女性名辞
fam. = familiarly, <i>vertraulich.</i>	親族間ノ語
fig. = figuratively, <i>bildlich.</i>	譬ノ語
gr. = grammar, <i>Sprachlehre.</i>	文法家ノ語
i. = intejection, <i>Empfindungs-, Ausrufswort.</i>	嘆息辞
law. = law term, <i>juristischer Ausdruck.</i>	法律語
m. = masculine gender, <i>männliches Hauptwort.</i>	男性名辞
mar. = marine, <i>Seemannsausdruck.</i>	航海家ノ語
med. = medicine, <i>ärztlicher Ausdruck.</i>	医家ノ語
mil. = military term, <i>Kriegs=oder Soldatenausdruck.</i>	兵家ノ語
mus. = music, <i>Musik.</i>	音楽ノ語
n. = neuter gender, <i>sächliches Hauptwort.</i>	中性名辞
opt. = optics, <i>Lichtlehre.</i>	視術家ノ語
p. = participle, <i>Mittelwort.</i>	分辞
phot. = photography, <i>Photographie.</i>	写真家ノ語
pl. = plural number, <i>Mehrzahl.</i>	複数
pn. = pronoun, <i>Fürwort.</i>	代名辞
poet. = poetically, <i>dichterisch.</i>	詩学家ノ語
pr. = proposition, <i>Vorwort.</i>	前置辞
s. = substantive, <i>Hauptwort.</i>	実名辞
v.a. = verb active, <i>transitives Zeitwort.</i>	他動辞
v.def. = verb defective, <i>unvollständiges Zeitwort.</i>	不充分動辞
v.imp. = verb impersonal, <i>unpersönliches Zeitwort.</i>	非人動辞
v.n. = verb neuter, <i>intransitives Zeitwort.</i>	自動辞
v.r.&ir. = verb regular and irregular, <i>regelmäßiges und unregelmäßiges Zeitwort.</i>	規則及不規則動辞
v.r. = verb reflective, <i>rückbezügliches Zeitwort.</i>	再帰動辞
vulg. = vulgar(ly), <i>gemeiner Ausdruck.</i>	平話

注

- 1) タイトルの崩し字の読み方は、鈴木重貞『ドイツ語の伝来—日本独逸学史研究—』(92 頁)に従っている。同書によれば、『和譯獨逸辞典』は、「和譯」の「譯」の崩し字が「洋」のようにも見えることから、「和洋独逸辞典」と誤って呼ばれたこともあるとのことである。本書の詳細は、末尾の「参考文献・資料」を参照。
- 2) 田中梅吉『日独言語文化交流史』517 頁。本書の詳細は、末尾の「参考文献・資料」を参照。
- 3) 鈴木(前掲書 91-92 頁)によれば、この辞書の序文の終わりに「壬申秋九月 火州後学」とあるので、「発行年月は従って明治五年九月と見て差支えあるまい」とのことである。なお、火州後学とは「編著者の雅号で、本名は山本松次郎(弘化 2 年—明治 35 年)という蘭・仏語学者である」(田中前掲書、516 頁)。
- 4) 信岡資生「辞書の大きさ(1) —袖珍(しゅうちん) 辞書—」『クラウン独和辞典—編集こぼれ話—』2010 年 4 月 26 日<『DICTIONARIES & BEYOND / WORD-WISE WEB / 三省堂辞書ウェブ編集部による ことばの壺』
- 5) 鈴木前掲書、93 頁。
『日本人名大辞典(新撰大人名辞典)』によると、司馬凌海(1839-1879)は、「幕末、明治初期の医家にして語学者」である。長崎で蘭医ポンペに就いて蘭医学を 4 年修めてもいる。『和譯獨逸辞典』のタイトルページに見える「春風社」は、凌海が開いて洋学を講じた私塾である。凌海は、「磊落不羈の性格で、語学の才に秀で、六外国語に通じ、最も独、英、蘭語に堪能であった」とのことである。なお、引用文では旧字体を新字体に代えている。
『コンサイス日本人名辞典』は、「司馬凌海」の項の末尾に、司馬の著書として<著「七新薬」、
「索和袖珍字書(独和辞典)」1872>のように記しているが、後者に関しては二重の誤りがある。
書名は「李和袖珍字書」であるし、司馬が関わったのは「和譯獨逸辞典」である。
- 6) 同書の凡例には「1872 年(明治 5 年)12 月 3 日の改暦より以前は、日本史の事項については陰暦の年月日を使用」とある。
- 7) 鈴木前掲書 90 頁、田中前掲書 522 頁。
- 8) 鈴木前掲書 89-90 頁。
- 9) 鈴木前掲書 96 頁。
- 10) 『言語学大辞典 第 6 巻 術語編』<中性動詞>の項。
- 11) 日本郵政ホームページの「歴史>出来事で振り返る: 1871 年から 1890 年」による。これによると「郵便役所・郵便取扱所を郵便局と改称」したのは 1875(明治 8)年のことである。因みに、「通信省創設」は明治 18(1885)年、「通信省のマークとして『〒』を制定」したのは 1887(明治 20)年である。
- 12) 『岩波哲学・思想事典』の「哲学」の項には、次のように記されている。
「哲学の語は、明治 7 年(1874)に著された『百一新論』のなかで、西周(にしあまね)が西洋語のフィロソフィの訳語として新たに造語した言葉である」
- 13) 『大辞林 第三版』の「セイミ」の項に、〔「舍密」とも当てた〕とある。
『講談社オランダ語辞典』によると chemie の発音は[xe'mi]である。ここでは、アクセント記号を「'」で、半長音符号を「ː」で代用している。

参考文献・資料

- 石田勇治編著『図説ドイツの歴史』河出書房新社、2010 年 3 刷
- 鈴木重貞『ドイツ語の伝来—日本独逸学史研究—』（比較文学研究叢書②）教育出版センター、昭和 50 年（1975 年）
- 田中梅吉『日独言語文化交流史』三修社、2006 年
- 同書は『総合詳説 日獨言語文化交流史大年表』1983 年第 4 版の [POD 版] である。
- 信岡資生「辞書の大きさ (1) —袖珍 (しゅうちん) 辞書—」『クラウン独和辞典—編集こぼれ話—』2010 年 4 月 26 日 <『DICTIONARIES & BEYOND / WORD-WISE WEB /三省堂 辞書ウェブ編集部による ことばの壺』
- 宮永孝『日独文化人物交流史 ドイツ語事始め』三修社、1993 年
- 宮永孝『日本洋学史—葡・羅・蘭・英・独・仏・露語の受容』三修社、2004 年
- 『岩波哲学・思想事典』岩波書店、1998 年第 1 刷
- 『学研 漢和大辞典』藤堂明保編、学習研究社、昭和 54 (1979) 年第 5 刷
- 『研究社 新英和大辞典第 4 版』研究社、1979 年第 4 版第 65 刷
- 『言語学小辞典』下宮忠雄・川島淳夫・日置孝次郎編著、同学社、1988 年再版
- 『言語学大辞典 第 6 巻 術語編』三省堂、1996 年
- 『広辞苑 第四版』新村出編、岩波書店、1997 年第 4 版第 6 刷
- 『講談社オランダ語辞典』監修：P.G.J. van Sterkenburg / W.J. Boot / 財団法人日蘭学会、講談社、1994 年第 2 刷
- 『国語学大事典』国語学会編、東京堂出版、平成 11 (1999) 年 10 版
- 『コンサイス日本人名事典』<改訂新版・机上版>三省堂編修所編、1994 年
- 『世界史年表 第二版』歴史学研究会編、岩波書店、2001 年
- 『大辞林 第三版』松村明・三省堂編集所編、三省堂、2006 年
- 『大日本百科事典ジャポニカ』第 15 巻、小学館、1980 年
- 『哲学事典』平凡社、1992 年初版第 23 刷
- 『日本史年表 第四版』歴史学研究会編、岩波書店、2001 年
- 『日本人名大事典（新撰大人名辞典）』第三巻、第五巻、平凡社、1979 年覆刻版第一刷
- 『「日本におけるドイツ語文化回顧展」カタログ』郁文堂、1990 年
- 『平凡社大百科事典』第 10 巻、平凡社、1985 年
- Länderbericht Japan: Geographie, Geschichte, Politik, Wirtschaft, Gesellschaft, Kultur.
Hrsg. von Hans Jürgen Mayer und Manfred Pohl. Darmstadt: Wissenschaftliche
Buchgesellschaft, 1995.
- 日本郵政ホームページ (<https://www.japanpost.jp>)

南部町「3 つの花」体操普及事業の報告（第 2 報）

佐貫 綾乃

要旨 令和 2 年度から 3 年度にかけて、青森県南部町において「3 つの花」体操普及事業を行なった。この事業の目的は、南部町独自の体操を普及・実践することで運動習慣の定着を図ることである。第 1 報では令和 2 年度の事業の経緯を振り返り、記録として整理するとともに、体操の内容の考察を行い、今年度の普及活動でエビデンスに基づいた指導実践を進めるための資料とした。第 2 報の目的は、令和 3 年度に実施した普及活動の報告と、アンケート調査をもとに現状の普及状況についてまとめ、次年度以降の参考資料とすることである。現時点では十分な普及状況とはいえないが、認知度が高まっているという手応えがある。幅広い世代にとって愛着のある体操となり、町民の健康の保持・増進や、運動習慣の向上のために活用してもらいたい。

1. はじめに

第 1 報に続き、本稿で取り上げる南部町「3 つの花」体操普及事業は、南部町の合併 10 周年を記念して作られた「3 つの花」という楽曲に合わせた体操を考案し、普及活動を行うものである。南部町は、平成 18 年に南部町（なんぶまち）、名川町、福地村が新設合併したことで南部町（なんぶちょう）となり、令和 4 年 2 月現在、人口約 1.732 万人が住む地域である。¹⁾

第 1 報で報告した通り、南部町は健康づくりに非常に力を入れている町であり、「保健・医療・福祉の充実により安全・安心・快適に暮らせるまち」を目指している。具体的な対策として、現在は平成 30 年度から 5 年間の計画で、「健康増進計画第三次すこやか南部 21」に取り組み、これは子どもから高齢者までのあらゆる年代が生涯を通じて健康づくりを実施し、疾病にかかっても重症化予防を行うことで早世を減少させ、健康寿命の延伸と介護予防の促進を図るものがある。²⁾そこで、運動習慣の定着に向けた取り組みをまちぐるみで実践するために、南部町独自の体操を考案し、町民誰もがいつでもどこでも行える運動として定着を図ることを目的に本事業が開始された。

厚生労働省によると、「運動習慣は頻度、時間、強度、期間の 4 要素から定義されるもの」である。また、運動習慣者を「週 2 回以上、1 回 30 分以上、1 年以上、運動をしている者」としており、男性の 28.6%、女性の 24.6%である（平成 9 年度国民栄養調査）としている。³⁾南部町民の健康・運動に関する調査結果によると、運動習慣のある人（成人）の割合は、平成 28 年度は 29.5%、平成 30 年は 45.2%であり、運動習慣者が増え、健康意識が高まっていることがうかがえる。しかしながら、2019 年 12 月以降、新型コロナウイルスの感染が拡大し、人々の生活は一変した。外出自粛等によって、身体活動量や歩数の減少、運動不足による筋力の低下および体重の増加など身体的な健康被害はもちろんのこと、ストレス解消の機会や他者との交流が減ったことで精神的・社会的な健康も脅かされている。特に幼児や児童など発育期の子どもの健全な成長や、高齢者の筋力・筋肉量の低下や社会的フレイルの進行などに影響を及ぼすことが考えられ、子どもから高齢者までコロナ禍における健康対策が求められている。

第 1 報では、令和 2 年度の事業の経緯を振り返り、記録として整理するとともに、「3 つの花」体操の動きや目的、効果を整理し、今年度の普及活動でエビデンスに基づいた指導実践を進めるための資料とすることを目的にまとめた。令和 2 年度は、音楽のアレンジ、体操の考案、C D・D V D 制作が主な事業内容であり、令和 2 年 4 月から約 1 年かけて完成した。筆者は、「基本編」と「らくらく編」の体操を考案し、それぞれの立位と座位の 4 パターンの動きの振り付けと、体操指導を担当した。

令和3年度は普及活動が事業の主内容である。上半期は、小学校や中学校において指導することで児童らへの普及を図った。また、地域の催しや健康講座での体操の実践および完成披露会を実施した。第2報となる本稿では、令和3年度に実施した普及活動の報告と、現状の普及状況について調査するために実施したアンケートの結果をまとめ、次年度以降の参考資料とすることを目的とする。

2. 方法

第一に、本報告を記録資料とするために、小中学校への「3つの花」体操(以下、体操)の指導および今年度の普及活動を振り返り、令和3年度の普及活動として整理する。また、第二に、現在の普及状況の資料とするために、アンケート調査の結果をまとめることとする。

3. 令和3年度の普及活動

1) 小中学校への体操指導

南部町の児童・生徒らに体操を普及するために、体操講習会として全小学校および中学校に出向き、小学校は45分間、中学校は50分間の指導を行った。講習会のスケジュールは表1の通りである。また、各講習会の様子は図1～図12の通りである。講習会では、指導者1名(筆者)、南部町の担当保健師1名に加え、地域住民の「すこやか隊員」のメンバーも毎回2～5名ほど参加し、児童らと並んで体操に取り組んだ。講習会の内容は、ストレッチを含む準備運動を10～15分、動きの説明を20分行ったのち、音楽に合わせて2回体操を行った。中には、運動会で体操を実践するために事前に練習をしていた学校もあり、最後には上級生が指導者とともに並び、体操を披露した学校もあった(図5)。

表1. 令和3年度「3つの花」体操講習会スケジュール

期 日	時 間	学校名	対象及び人数	備考
4月16日 (金)	10:40～11:30	杉沢中	全校(15人)	
	14:15～15:00	名川南小	全校(21人)	
4月23日 (金)	11:35～12:25	南部中	全校(88人)	
	14:20～15:00	向小	全校(69人) 保護者(30～40人)	参観日に実施
5月7日 (金)	10:20～11:00	杉沢小	全校(25人)	
	13:40～14:30	名川中	全校(154人)	
5月13日 (木)	13:55～14:40	福田小	6年(30人)	
5月14日 (金)	10:30～11:15	南部小	全校(69人)	
	13:55～14:40	福地小	全校(80人)	
5月20日 (木)	13:40～14:30	福地中	1年(39人)	
5月21日 (金)	10:25～11:10	剣吉小	全校(76人)	
	14:05～14:45	名久井小	5年(28人) 6年(23人)	



図 1. 杉沢中学校



図 2. 名川南小学校



図 3. 南部中学校



図 4. 向小学校



図 5. 杉沢小学校



図 6. 名川中学校



図 7. 福田小学校



図 8. 南部小学校



図 9. 福地小中学校



図 10. 福地中学校



図 11. 剣吉小学校



図 12. 名久井小学校

2)「3つの花」体操完成披露会

小中学校での講習会の他に、完成披露会を開催した。日時は令和3年11月23日(火・祝)14:15～15:15の1時間で、会場は南部町新庁舎のいちようホールであった。完成披露会前半は、本事業の概要をスライドショーで振り返った後、保健師および楽曲製作担当であるシンガーソングライターの坂本サトル氏、筆者の3名でトークセッションを約40分行った(図13)。打ち合わせから完成に至るまでの楽曲担当者と振付担当者の両者の思いを中心に、体操製作について意見を交わした。体操の指導および実演も行い、参加者全員で体を動かして完成披露会を終了した(図14)。



図 13. トークセッション



図 14. 体操の実演

4. 令和3年度の普及状況

1)完成披露会におけるアンケート調査

上述の完成披露会において、参加者にアンケート調査を行った。回収率は92%であった。アンケート項目は以下の通りである。

- ① 「3つの花」体操を実際にやったことはありますか？
- ② 普段やっている人は、頻度・どのような場面でやっているか、体操をやって何か変化はあったか等、具体的にご記入ください。
- ③ 「3つの花」体操を実際にやってみて、いかがでしたか？
- ④ 具体的にご記入ください
- ⑤ 今後、「3つの花」体操をやろうと思いますか？
- ⑥ 「3つの花」体操について、ご要望やご意見がありましたら、ご記入ください。

当日の参加者は、小学生2名、中学生2名、30歳代1名、40歳代1名、50歳代2名、60歳代11名、70歳代34名、80歳代以上4名であった(図15)。また、体操の実践の有無を尋ねた結果、「普段やっている」と回答した者が9名、「知っているがやっていない」と回答した者が31名と最も多く、「今日初めてやった」と回答した者が16名、未記入が1名であった(図16)。

普段から体操に取り組んでいる参加者に対し、取り組む頻度や、実践場面、また体操によって表れた変化について自由記述で回答を求めた(表2)。数回取り組んでいる様子もあるが、定着までは時間を要することがうかがえる。また、完成披露会において実際に取り組んだ感想と、自由記述による感想、意見をまとめた(図17)(表3)。体操を実演してみて、「良かった」と回答した者が40名、「まあまあ良かった」と回答した者が15名、「あまり良くなかった」、「良くなかった」と回答した者がそれぞれ0名、未記入が1名であった。難しさを感じている様子も見られるが、概ね効果を感じられたようである。さらに、今後の取り組みへの意欲と、自由記述による要望、意見をまとめた(図18)(表4)。「今後も体操をやろうと思う」と回答した者が51名、「思わない」が0名、「わからない」が1名、未記入が1名であった。約9割が今後も取り組もうとする意欲を持っていることが分かった。「難しい」、「複雑すぎる」という意見もみられたが、易しい動きで構成した「らくらく編」がある。完成披露会では時間の都合上、「らくらく編」の実演ができなかったが、難しさを感じる場合は「らくらく編」から取り組むことを推奨している。

体操の完成から約1年後に実施した完成披露会では、日常的に取り組んでいる住民は多くないものの、多数の人が体操に意欲的であり、効果を感じていることが分かった。また、音楽に対する好意的な意見が多く、地元出身のシンガーソングライターの楽曲を使用したことが体操の愛着に繋がっていることが示唆された。

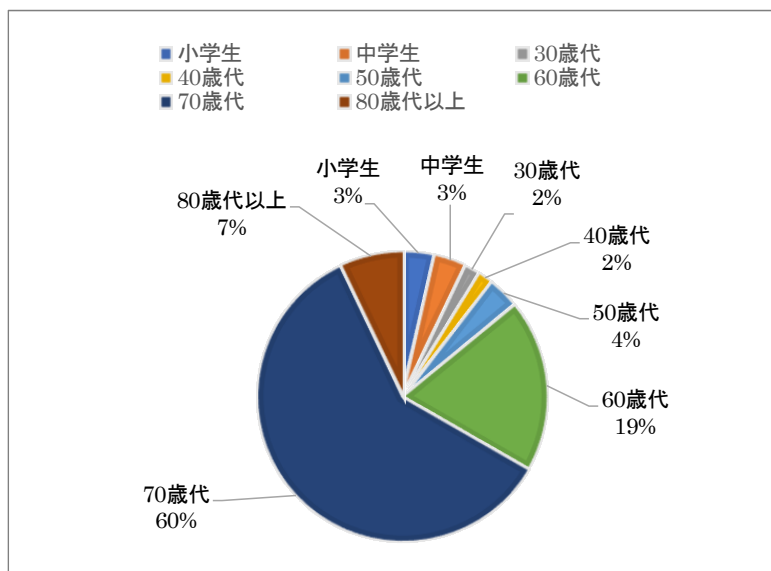


図15. 当日の参加者概要

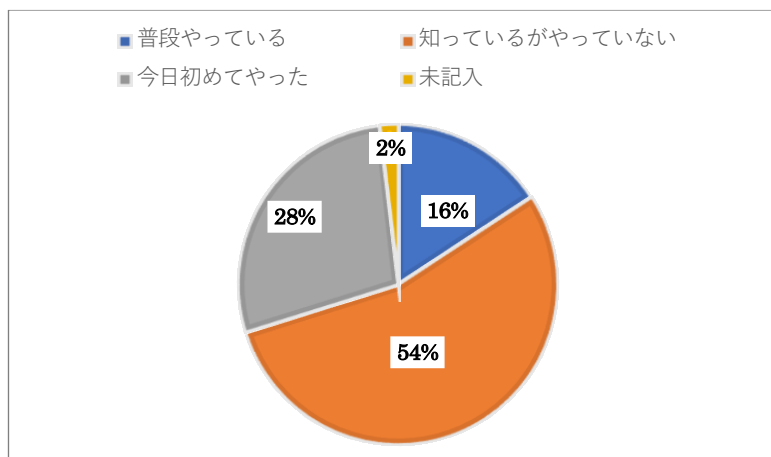


図 16. 現在の取り組み状況

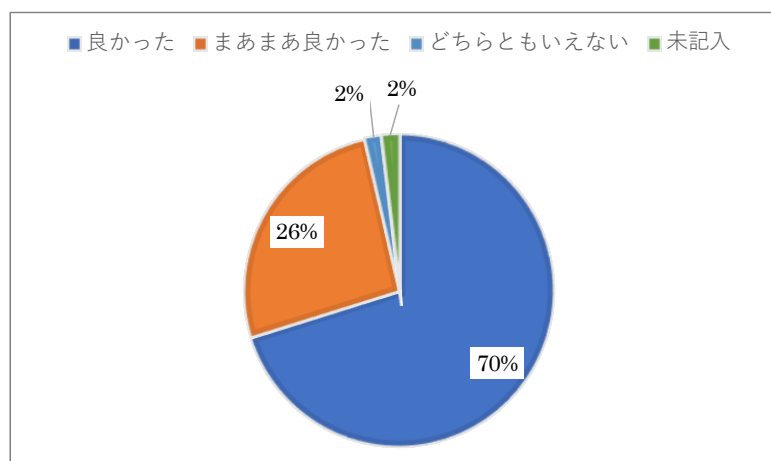


図 17. 体操実演後の感想

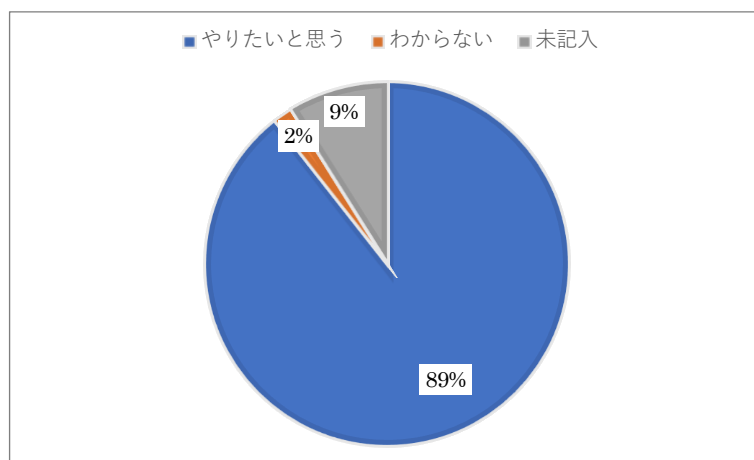


図 18. 今後の取り組みへの意欲

表 2. 体操に取り組む頻度、実践場面、体操によって表れた変化に関する自由記述

・	体操は苦手ですが、曲が以前から大好きです。いろんな集まりで歌い、ハーモニカで演奏しています。
・	月2回集いの場（リズム体操）で2回やっています（丸岡信子先生に指導していただいております）。身体のこり、血液のめぐりが良いように思います。
・	一度食改（食生活改善推進員）の会合で行いました。ゆるやかなほうが年齢的になじみやすいです。
・	他町内のサロンで何度かやっています。職員の説明がとてもグーです。①と③とか②と④が有りロコトレよりしやすいと思う
・	たいそうよりおどりにってしまう
・	自分も覚えてみたい、楽しかった
・	月2回集会の体操の時
・	月2回ですがサークル活動（さわやかリズム体操）の始めに毎回解説ありとなしと2回実施しています。
・	月2回のサークル（健康体操）の活動の時に、準備体操の後に2回実施。
・	高齢者の教室（介護予防出前講座）で1回だけやってみたが予定時間等で追われ完全に振りつけを自分の物に出来ておらずそのままになってしまっている
・	朝、Eテレにてラジオ体操の後、CDかけています。
・	地域の行事で時々体操をしている。今日迄3回やっている。
・	何回かやりましたが、体幹がかたくなっていることを痛感させられました。体がついていけない！
・	サークル活動の中で体操をしています。3つの花のメロディーが常に頭の中にあります。普段あまり動かすことのない部位の運動が多くあり苦労しながら自分なりに楽しんでやっています。
・	理解力がうすれてきているので、覚えれなくて…。完全にできることがむずかしい自分です。
・	何回か行ったら、おぼえると思います。
・	毎朝NHKのラジオ体操を実施しているが「3つの花」は何かないとやらない。これからは時間を作って実施していきたいと思います。
・	ちょっとむずかしかったです。体操を学びます。
・	初めて体操を知りました。子は2回目でした（剣吉小学校で教えてもらった）
・	体育祭のラジオ体操の代わりとして行った（来年も！！）。家でたまに母とやっている。楽しいです。体がラクになります。

表 3. 体操実演後の感想および意見に関する自由記述

・ 南部町だけでは勿体ないです。県全体、県外にもPRしてヒットしたら坂本サトルさんも満足すると思います。
・ ストレッチや筋力アップの内容が盛り込まれている。
・ 「サクランボ」や「名久井岳」を表現する動作があり、南部町オリジナリティーがある。
・ 当町出身の坂本さんの曲を使っているのがよい
・ 普段運動不足になりがちだから、歌を口ずさみながら台所で身体を動かしています。メロディーもなじんできました。
・ 町民体操としては、中高年には少々動きが厳しい所もあり、座った状態のほうが良いかも
・ またやりたいです。
・ 楽しかった
・ ラジオ体操にはないポーズや動きがあり、良かった。
・ 老若男女どなたでもおぼえやすいと思います。様々な要素が組み込まれていると思います。
・ ゆっくりで良かった
・ DVDがわかりやすいし、動作がやわらかくて良いと思う。
・ 脳トレになる
・ 若いつもりでしたが、首、ひざ、次の日にひびくと思います。
・ 終わった後、からだが軽くなったように思います
・ 3つの花の歌詞を聞いてからの体操したので、とてもよかったと思います。初めての体操だったので、きつかったが今後なれていきたいと思っています。
・ 体全体がほぐれてラジオ体操より気持ち良いです
・ ストレッチ効果、筋力トレーニング効果
・ 教室で立ったバージョンを3回やりましたがけっこう汗ダクになり、続ければ効果ありそうです。
・ これからも続けられるだろうかと思いました。体がぼっかぽか。
・ 足タッチが早く難しい
・ 年令別の体操もあっても良いと思う。
・ さわやかリズム体操でも行っています
・ ちょっとむずかしいところがある
・ 歌の方から入ったので、体操がずれている感じが自分で気になるところです。自分の健康のために続けていけたらと思います。よし頑張るぞ！皆と一緒にやったら、楽しかった。
・ 体操をすることは気持ちが楽になります。
・ 少し疲れたけど楽しかったです
・ 寒いと思ってたくさん衣類を着てきたが、終りのあたり暑かった。早くおぼえるよう努力します。
・ 体が軽くなりました。ありがとうございます。
・ とてもむずかしかったけど、認知症予防にもなりそうです。
・ 体操はよかった。先に歌を覚えたいと思った。
・ いすにかけたまま出来るのがよかった。
・ 体がかるくなりました。肩こりが良くなりました。
・ けっこう体がこっている1部分に効く。
・ 小さい子からお年寄りまでやりやすいメニューになっていると思う。
・ 南部町の特徴がたくさんかき集めて作ったんだなと思った。

表 4. 体操についての要望や意見に関する自由記述

・ 曲がアップテンポになりノリが良くなって聞いても動いても楽しめる曲になりました。
・ 毎日定時に防災無線で流し、町民体操タイムを設け健康づくりの1つの手だてとすることを提案します。誰でもDVDやCDを再生する機器があるわけではないので。
・ 新聞社（デーリー支局）等にも（イベント等を）事前に情報を入れ、町外にも宣伝したらどうでしょうか。
・ 体操のみでなく、歌詞がとても良いので機会がある時には歌うだけでも親しみを覚えると思います。
・ 南部町に合った歌詞、動きがあり良いと思う。
・ 今日はありがとうございました。毎日、ラジオ体操の様に朝やれたら最高ですね。町の行事等の最初にやってからその日の行事に入っていけるといいなと思います。
・ サロンでやりたい
・ 通い場でも広まり広がって行けば、体と心が豊かになると思う。
・ 体操の動きが多くて覚えにくかった
・ 準備体操のかわりとして行われるといいと思います。（例、ラジオ体操）
・ 町民がラジオ体操のように、いつでもできるように、いろんな場でやっていければいいと思います
・ 公私共に続けていきたいと思います。ありがとうございました。
・ 月に一度ぐらい町全体で一箇所に集ってやるようなことがあればいいなあー
・ 動きが少しむずかしい所があったように感じられた。高齢者にはもう少し簡単な動きもあっても良いのではと思う。
・ 皆さんと体操するととっても楽しいです。
・ 体操が複雑すぎて難しい。もっと簡素化できないものか。1～8までのうち、せめて2つ位の動作にできないものか？ぼけ防止になるかもしれない
・ 高齢者の集まりでは指導される方がいて少しずつでも普及しているように思います。比較的若い方々が体操する機会がすくないと思います。中間年齢層への普及が課題だと思います。
・ 自分でしっかりおぼえてから、皆さんにすすめます。
・ すごく運動になりました。
・ 学校や行事で体操をやって欲しいです。
・ このままで良いと思います！

2) 小・中学校へのアンケート調査

南部町の小学校および中学校に対して、現在の実施状況について質問紙を郵送により配布し、FAXで回収した。質問内容は以下の通りである。

① 体操講習会後、学校ではどのように取り組んでいますか？

取り組んでいる学校については、頻度・どのような場面で実施しているか、全校・もしくは特定の学年で実施している等、具体的に記入ください。

② 体操に取り組んでいる学校については、児童生徒の皆さんの様子をお知らせください。

③ 次年度以降の取り組みについてお知らせください。

小学校では、取り組んでいる学校が3校、取り組んでいない学校が5校であった。中学校では、取り組んでいる学校が2校、取り組んでいない学校が2校であった。取り組み内容と、児童生徒らの様子は表5の通りである。運動会や発表会などの行事でスポット的に実施している学校が多いが、中には毎朝取り組んでいる学校もあった。朝の会や、保健体育の授業内など、日常的な学校生活にぜひ取り入れてほしい。また、次年度以降の取り組みについては9校が前向きに検討しており、未定および未記入が3校であった。次年度以降の取り組み内容については表6の通りである。講習会を望む記述もあり、体操が一過性のものにならないよう、継続して指導を続けることも検討していきたい。

表 5. 体操に取り組んでいる小中学校の内容と児童生徒の様子

	取り組みの内容	児童生徒の様子
小学校	年1回：運動会で全校および保護者で実施 年数回：業間運動活動で全校で実施 毎朝：朝の会で1学年が実施	非常に喜んで「3つの花」体操に取り組んでいる。 また町の体操ということで愛着を感じている。
	・委員会で練習に努め、来年度の運動会で全校演技とすべく指導できる代表の能力を高めている。 ・各学級の朝の運動として取り入れている。	未記入
	・運動会の全体種目として地元出身の講師と一緒に実施。 ・3・4年生のみ、金曜の朝に実施	楽しそうな様子
中学校	本校では正確に取り組んでいた。年度始めの保健体育の時間に全学年でDVDを見ながら、授業初めの準備体操として実施した。5月の体育祭ではラジオ体操の代わりに「3つの花」体操を実施した。6月以降の普段の授業では、「3つの花」体操は実施しておらず、その競技・種目に合わせた体操を行っている。10月の文化祭では、2年生が郷土の良い所発表の際に、2学年で「3つの花」体操を披露した。来場していた小学生も一緒にやってくれたのが良かった。	はじめは動きが分からなかったもので、DVDを見よう見まねで実施していたが、八戸学院大学の先生を迎えて講習を受けてからは、動きの意味を理解しながら実施できたと思っている。
	杉沢小・中学校のアトラクションとして、小中学生と保護者も交えて体操を行った。	児童生徒は少しとまどいながらも、楽しく活動していました。

表 6. 次年度以降の取り組みの内容

	次年度以降の取り組みの内容
小学校	運動会と業間活動で取り組んでいきたい
	今年度同様、ラジオ体操の代わりとして、運動会の準備運動を兼ねた体操として実施する予定です。参加する保護者の方々には見ながら（子供達）でもいいので一緒に体操して下さるといいかと思っています。
	コロナウィルス感染予防の観点から、講習会以降、全校での取り組みができなかった。体操を覚えるまでにまだまだ時間を要すると思われるので、講習会は継続してほしい。
	運動会をはじめ、行事、日頃の諸活動の中から取り組める場を考えていきたい。
	各学年に紹介し、朝の10分運動などで取り組んでいくことを検討中です。
	上記の内容（現在の取り組み）を日常化し、運動会で準備運動として行っているラジオ体操に代えて、「3つの花」体操を取り入れていく予定である。
中学校	次年度も5月の体育祭では「3つの花」体操を実施したいと考えている。
	来年度以降については今度検討する予定です。

5. まとめ

本稿は、南部町独自の体操を普及・実践することで運動習慣の定着を図る「3つの花」体操普及事業の報告(第2報)であった。令和3年度に実施した普及活動の報告と、現状の普及状況について調査するために実施したアンケートの結果をまとめ、次年度以降の参考資料とすることを目的としてまとめた。

のである。令和3年度は、普及活動が事業の主内容であり、南部町のすべての小学校および中学校を訪問し、体操講習会として指導を行った。また、体操完成披露会としてトークセッションおよび実演を行い、57名の地域住民が参加した。令和2年度から開始し、体操の考案から普及活動まで約2年間の事業であったが、体操の認知度が少しずつ上がり、実践には至らずとも「聞いたことがある」、「見たことがある」という住民が増えている手応えを感じる。特に高齢者世代は、講習会においても積極的に取り組み、日常生活にも取り入れている様子がうかがえる。今後は、20代や30代などの世代にも広く普及し、健康づくりに役立ててもらいたい。

小学生から高齢者まで町民全員が取り組める体操の考案は、対象者が広く、振付には試行錯誤した。難易度が高くても低くても継続されないと推測したが、やや難しいことにやりがいを持って挑戦してもらいたいと考え、あえて1回では理解が難しい構成にした。体操を通して町民の健康の保持・増進や、運動習慣の向上に寄与できれば本事業としては成功であると言えるが、この体操が愛着のある体操となり、幼児から高齢者まで幅広い世代の住民が、南部町の景色を思い浮かべながら親しみを持って健康づくりに励んでもらえればと願っている。

引用・参考文献

- 1) 南部町ホームページ,「人口と世帯」,
<https://www.town.aomorinanbu.lg.jp/index.cfm/12,19623,54,220,html>(令和4年2月7日)。
- 2) 南部町ホームページ,「健康増進計画すこやか南部21」,
<https://www.town.aomori-nanbu.lg.jp/index.cfm/12,2006,60,238,html>(令和4年2月7日)。
- 3) 厚生労働省ホームページ,「身体活動と運動」,
https://www.mhlw.go.jp/www1/topics/kenko21_11/b2.html(令和4年2月9日)。
- 4) 南部町健康福祉部健康福祉計画課,第三次計画の目標と実績。

第31号 執筆者(掲載順)

安田 美央 (八戸学院地域連携研究センター 講師)
関川 幸子 (八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 特任教授)
大沢 泉 (八戸学院大学地域経営学部地域経営学科 教授)
井上 丹 (八戸学院大学地域経営学部地域経営学科 講師)
小澤 昭夫 (八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 教授)
佐貫 綾乃 (八戸学院大学健康医療学部人間健康学科 講師)

産業文化研究

第31号(2022)

2022(令和4)年3月31日発行

編集・発行

八戸学院地域連携研究センター

〒031-8588 青森県八戸市美保野13-98

電話 0178-25-2789

FAX 0178-25-1968

JOURNAL OF REGIONAL ECONOMY AND CULTURE No.31

ARTICLES

Education for internationalization, globalization, and multiculturalization at local private universities—A preliminary study for planning the Collaborative Online International Learning (COIL)—

..... YASUDA, Mio (1)

REVIEW

A Consideration of Sexual Education —compulsor education—

..... SEKIKAWA, Sachiko (17)

NOTES

Aomori Prefecture Industrial Promotion in the Meiji

..... OSAWA, Izumi (31)

Results and considerations of local events for sustainable tourism management

..... INOUE, Akashi (37)

Notizen über das erste deutsch-japanische Wörterbuch 1872

..... OZAWA, Akio (43)

REGIONAL COLLABORATION RESEARCH CENTER REPORT

Report on "Three Flowers" Gymnastics Promotion Project in Nanbu Town (Second Report)

..... SANUKI, Ayano (57)

ANNUAL ACTIVITY REPORT (68)

Edited by
HACHINOHE GAKUIN REGIONAL COLLABORATION RESEARCH CENTER
HACHINOHE, JAPAN
2022